様式１－１

事業計画書

令和 2 年 4 月 13 日

横 浜 市 長

所在地　横浜市神奈川区神大寺3-1-12

申請者　団体名　公益財団法人紫雲会

代表者職・氏名　理事長　須藤　武彦

１　団体状況

(1) 団体の理念・基本方針
(2) 財務状況
(3) 応募理由
(4) 社会福祉活動等の実績

２　事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能
(2) 指定期間中の事業展開方針

３　収支計画

(1) 収支計画の適正性

４　職員配置・育成

(1) 職員の確保、配置
(2) 職員の育成

５　施設の管理運営

(1) 事故防止への取組
(2) 緊急時（防犯・防災等）対応
(3) 個人情報保護・情報公開への取組
(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組
(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組
(6) 指定管理料の効率性

６　具体的事業内容

(1) 日常生活の支援（居場所の提供、各種有料サービスの提供）
(2) 相談支援
(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）
(4) 嘱託医相談
(5) 地域連携
(6) 自主事業
(7) 家族支援
(8) 普及啓発活動
(9) 精神障害者退院サポート事業
(10) 障害者自立生活アシスタント事業

様式１－２

１　団体状況

(1) 団体の理念・基本方針

団体の理念や基本方針について、記載してください。

◆紫雲会の理念

『生きる勇気と希望を利用者と分かち合い、信頼に応える精神科医療・精神保健福祉の充実』

昨今、社会環境の変化、景気の低迷等により、心の病に悩まれる患者（利用者）が増加することが避けられない事態になると考えられます。当法人では「精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要がある。」との考えを取り入れ、これからの精神科医療体制・精神保健福祉体制の充実に向けて医療・福祉が協働で取り組む必要があると考えます。

当法人の設立された当時も、戦時下の混乱期でした。日露戦争後（明治３８年）の膨大な戦費と多数の兵士たちの犠牲を強いられた結果、国も国民も疲弊・貧困層が著増して多くの人々が十分な医療や福祉を受けられない状況がありました。

また当時は、精神病に対する偏見と貧困のため、十分な治療が受けられる状況はなく不安と絶望を抱えて生活していた患者や家族が多数見受けられました。そこで法人の創設者である須藤鑛作は貧困な状況であっても、費用の心配や、生活に困ることなく精神療養や精神科治療を行い、『生きる勇気と希望を分かち合おう』との理念の基、明治４２年に神奈川県内で初となる精神科専門病院「横浜神脳院」（定員２２名）を設立しました。

この当時の理念は現在も受け継がれ、その時代の変化と共に脈々と受け継がれてきました。『生きる勇気と希望を患者（利用者）と分かち合い、信頼に応える精神科医療・精神保健福祉の充実』という言葉に変わりながら、精神科医療のみならず、精神保健福祉の充実に努めております。

社会情勢が不安定な状況が続いている昨今、当法人グループで連携を密にし、無料低額診療事業で生活困窮者、生活保護受給者を支え、また無料相談も実施し、利用者が笑顔になれる時まで、勇気と希望を失うことなく、ともに分かち合い支えてゆく所存です。

このような患者・利用者、生活困窮者、社会的弱者の傍らに寄り添った関わり合いを大切に１００余年の歴史を歩んで参りました。また、今後もこの精神を大切に基本理念として地域共生社会・社会福祉の増進に寄与して参ります。

◆基本方針

★生きる勇気と希望を分かち合い、信頼にこたえる精神科医療を展開します。
★相手の立場に立ち、誰もが地域で自立した生活を営む権利を守ります。
★福祉の精神を貫徹し、再発予防と安心できる地域生活の継続を支援します。
★障害・高齢の隔てのない包括的な社会資源の提供を目指します。
★地域包括ケアシステムの推進による共生型サービスの創設を目指します。

時代の流れのなかで社会の要望に応えるように精神科病院『横浜病院』、知的障害施設「光風会」、精神障害者生活訓練施設『ゆかり荘』、共同生活援助サービス事業グループホーム『ふじハイツ』、精神障害者生活支援センター『横浜市緑区生活支援センター』、同じく『横浜市中区生活支援センター』の受託運営等々を行って参りました。

今後、予想される高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の複合化・複雑化した困難な問題においてもグループ法人全体として全人的な視点を持ちながら対応し、地域包括ネットワークの構築・地域や関係機関との連携強化をはかり問題解決に取り組んで参ります。

社会的・経済的・心理的な課題の解決のため社会資源を提供し、**「全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会」**の実現に寄与して参ります。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があると考えます。

また当法人の定款にあるように、当法人は以下の目的及び事業を行う事を基本方針としています。

＜定款　第２章　目的及び事業＞

（目的）

第３条　この法人は、精神障がい者、高齢者及び生活困窮者に対する医療及び機能回復訓練を実施し、併せて精神障がい者の自立支援のために、生活訓練を実施し、共同生活の機会を設け、また、退院に向けての支援や精神障がいに関する地域連携支援を行うなどして、精神障がい者の社会復帰に資することを目的とし、もって、社会福祉の増進に寄与する。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　精神障がい者、高齢者及び生活困窮者に対する医療及び機能回復訓練の実施
(2)　精神障がい者自立支援のための生活訓練施設の運営
(3)　精神障がい者自立支援のためのグループホームの運営
(4)　精神障がい者の社会復帰支援及び精神障がいに関する地域連携支援の実施
(5)　精神疾患についての講座及びセミナー並びにイベントの業務
(6)　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 財務状況

予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財務状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

[redacted]また、法人としての直近の決算における純資産残高は[redacted]となっていますので、今後の法人運営には影響のないものです。

また、これまでの横浜市緑区生活支援センターの運営実績においても適正な予算執行を行って参りましたので決算において予算、実績に乖離は発生していません。

法人税等の対応として横浜市緑区生活支援センターにおいては公益事業として非課税であり、法人として一部、収益事業（病院建物屋上の携帯電話アンテナ設置による賃料等）がありますので、収益事業に対しての法人税、また、消費税等の納付については遅滞することなく納付しています。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－２

１　団体状況

(3) 応募理由

精神障害者生活支援センターの設置目的や設置区の状況等を踏まえ、応募した理由を記載してください。

①緑区内での相談支援体制構築の実績と、多機関連携による地域の支援体制づくりへの取り組みの実施

緑区における 14 年間の実績を通して、主に障害分野の各関係機関との連携体制や、相談支援体制が構築できていると考えます。それらの実績を踏まえて次のステップとして、高齢や医療、教育等、**障害の分野を超えた多機関連携による地域支援体制の構築に向けた取り組み**を、区福祉保健センター、基幹相談支援センター、地域ケアプラザ等と協働しながら緑区内において進めているところです。

その中でも特に、**近隣区の精神科医療機関とこれまでに築いてきた関係性を基に、長期入院患者を生まないための取り組みや、退院後の生活を地域で受け止めるための地域力を付ける取り組み等、地域移行、地域定着の視点では生活支援センターが中心となり、様々な発信と提案を実施しています。**例えば現在緑区自立支援協議会の精神部会等を活用した中で、**「多種多様な専門性を活かした支援チームの組み立て」**など、様々な投げかけを進めています。またこれらの取り組みについては、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、医療機関等など各関係機関の関心度や必要性は、精神部会への出席率やアンケート調査等よりかなりの手ごたえを感じています。引き続き継続して緑区において地域を巻き込んだ積極的な活動を展開し、**緑区ならではの支援体制づくりを担っていきたいと考えます。**

②支援における継続性

個別支援においては、特に継続性が重要と考えます。

これまで生活支援センターを運営する中で、利用者の方々の個別のニーズや個々の課題に基づいた細やかな支援を心掛けてきました。また、家族ぐるみの支援が必要なケースや支援に苦慮するケース、また緊急対応が必要なケースや触法ケース等への関わりは、地域の中でも特に生活支援センターの役割と考え、少しでもご本人の希望に沿った生活の実現が図れるよう積極的に支援を実施してきました。

この様な関わりやこれまでの支援とその積み重ねを通して、利用者の方々との関係性が個々に構築されており、同時にその方を取り巻く周囲の支援機関との有機的な連携体制も作ることが出来ています。**障害の特性においても、また支援計画作成上においても、定期的な訪問等の実施なども含め、継続性のある支援が実施される事が最も望ましいと考えます。**

③近隣区の精神科医療機関との連携体制や交流と、法人である紫雲会横浜病院の協力体制

緑区内に精神科の有床病院が無いという地域特性から、地域内で基幹となる医療機関が存在せず、精神保健福祉に必要不可欠である医療機関との連携に苦慮してきた経緯があります。そのような中、区内の精神科クリニックとの連携は基より、**近隣区の精神科有床病院数か所とも良い形での交流が既に出来ており、共同活動として病院内にて普及啓発活動を実施させて頂くことや、病院より入院患者の退院支援の依頼を直接頂くことも増えています。**

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－２

１　団体状況

このような積み重ねから、医療機関に向けて、今後更に地域の相談支援体制の一員として医療の立場から参画して頂く体制づくりや、情報共有の場の提案等の取り組みを進めていきます。
また必要に応じて**法人のメリットを生かし、紫雲会横浜病院の医師や心理士、薬剤師の協力を得ての相談会、普及啓発活動や講座開催も実施するなど、地域に還元することが出来ています。**

④職員の専門性と実績

当法人は、医療施設、生活訓練施設、グループホーム、生活支援センターと精神障害者における複数の施設を運営しています。**精神科の医療、福祉に関する専門性と経験を持った豊富な人材を有しており、各施設の状況に応じて適切な配置をすることが可能です。**
また、**当法人運営の生活支援センターにおいては、有資格者も多数おり、また職員の勤続年数も長く、これまでの実績で培った相談支援における経験とノウハウを最大限に活かす**ことにより、障害の多様化や支援困難な状況にも柔軟に応じた支援の実施と安定した運営を展開することが出来ます。

＜緑区生活支援センター　配置予定職員　（11 名中）＞
〇資格所持者数　　精神保健福祉士　9 名、社会福祉士　3 名
〇勤続年数　　10 年以上（4 名）、9 年以上（1 名）、5 年以上（1 名）、3 年以上（3 名）

上記①～④の理由により、緑区生活支援センターの指定管理者に応募いたします。

公益財団法人紫雲会の『組織力』

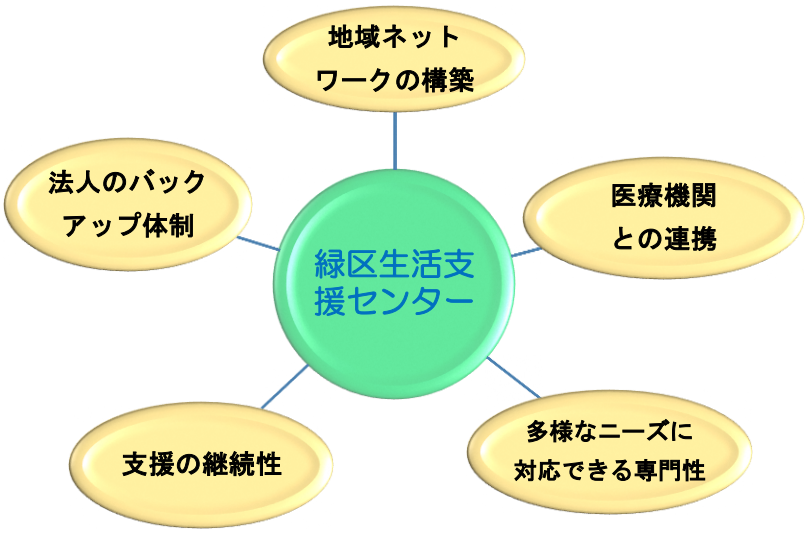

これまでの実績を活かして緑区生活支援センターを運営します

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－２

１　団体状況

(4) 社会福祉活動等の実績

これまで団体として取り組んできた精神保健福祉活動の実績について具体的に記入してください。

また、精神保健福祉以外の社会福祉活動（知的障害者・身体障害者・発達障害者・高齢者・児童・生活保護受給者・ひとり親世帯等が対象の事業や活動）の実績や、その他の社会貢献の実績があれば、具体的に記入してください。

◆医療と福祉の専門性を活かした地域連携の実現

当法人は、医療と福祉の地域連携を目指し、治療から地域生活までを一連の流れとして捉え、法人内施設である医療機関と福祉施設（生活訓練施設・グループホーム・生活支援センター）また、法人系列の施設（知的障害児・者施設）　及び地域の様々な関連機関など、地域ネットワークを構築しながら地域密着型支援を行って参りました。

★公益財団法人　紫雲会

●横浜病院　（入院治療・外来治療・デイケア・作業療法・再発予防プログラム・退院支援プログラム等）

明治 42 年開設。（252 床、大規模デイケア：25 名）
100 余年の歴史の中で医療と福祉一体の支援を目指し、様々な関係機関及び地域との連携を図りながら運営しています。

●自立訓練施設『ゆかり荘』　（自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行う精神障害者入所施設）

平成 7 年開設。
精神障害者の社会復帰の為の自立訓練を行い、入院から地域への中間施設として多くの利用者（総勢 266 名）を地域社会に送り出しています。

●グループホーム『ふじハイツ』　（地域生活継続支援と再発防止を目的とした共同生活の場の提供）

平成 23 年開設。
利用者が再発することなく地域での生活を維持することが出来るよう、地域の協力を得ながら運営しています。

●緑区生活支援センター　（居場所としての機能と地域生活に於ける生活全般に関わる相談支援事業の実施）

平成 18 年開設。（登録者数：1,362 名）
利用者に向けた相談支援と地域における偏見・差別を払拭すべく普及・啓発活動等を実施しています。（退院サポート事業、自立支援アシスタント事業、指定相談支援事業等）

●中区生活支援センター　（居場所としての機能と地域生活に於ける生活全般に関わる相談支援事業の実施）

平成 25 年開設。（登録者数：839 名）
利用者に向けた相談支援と地域における偏見・差別を払拭すべく普及・啓発活動等を実施しています。（退院サポート事業、自立支援アシスタント事業、指定相談支援事業等）３障害一元型支援施設として先駆け的施設となっております。

★社会福祉法人 光風会

●のばら園（障害者支援施設）50 名
●すみれ園（知的障害児支援施設）30 名
●工房「ごんた村」（20 名）
●地域支援室相談センター
●9 ヶ所のグループホーム 45 名

★社会福祉法人 光風会★
『光風会』は、紫雲会が医療福祉の理念の基、戦後の動乱期に横浜市内で保護された知的障害のある戦災孤児の為に、昭和 28 年知的障害児の入所施設「光風園」を開設し、平成 7 年「社会福祉法人光風会」（のばら園・すみれ園）として独立しました。
　現在、公益財団法人紫雲会の理事長が光風会理事長を兼務しており、精神障害者の福祉医療施設「紫雲会」と知的障害者支援施設である「光風会」の両法人の実績及び連携による『力』は、今後の横浜市の障害者福祉の発展に寄与することと確信します。

◆その他の社会貢献の実績

これまで地域において、法人代表として以下の様な社会貢献を行っています。

・全国社会福祉協議会・全国福祉医療施設協議会総務委員会　神奈川県代表委員
・神奈川県社会福祉協議会医療福祉部会　役員
・神奈川県医療福祉施設協同組合施設部会　部会長
・横浜市社会福祉協議会年金共済事業　委員
・社会福祉法人 光風会　理事長

・神奈川警察協議会　会長
・神奈川警察 犯罪被害者ネットワーク　副会長
・神奈川警察交通安全協会　役員

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－３

２　事業実施方針

(1) 生活支援センターが地域で果たす役割と機能

生活支援センターが地域で果たす役割と機能について、記載してください。

生活支援センターが担うべき役割や行うべき業務は、幅広く、多岐に渡っています。
具体的には、以下のような内容が挙げられます。

・相談支援業務
・地域関係機関や医療機関との連携
・訪問や同行といった地域へ出向いてのアウトリーチ支援
・緊急時の対応
・家族に向けての支援
・入院患者への地域移行支援と退院後の地域定着支援
・医療機関や地域に出向いての普及啓発活動
・人材育成

これら生活支援センターの役割や業務は、地域におけるより良い支援体制づくりに繋がるものであり、最終的には、私たち支援者が活動する地域における地域づくりに結びつくと考えます。
この様な具体的な役割や業務を全て包括して、更に地域づくりと支援体制づくりの視点から、「生活支援センターが地域で果たす役割と機能」について、大きく以下の二つと考えます。

生活支援センターが地域で果たす役割と機能
①「入院にならない取り組み」
②「入院から地域に帰ってきてもらえる取り組み」

①「入院にならない取り組み」では、**予防の視点**から、地域生活上の**日常的な見守り支援や、状況に応じたタイムリーな支援が必要**とされます。
生活支援センターで実施している食事、入浴、洗濯等の**各種サービス利用を介して、本人の体調変化への気づきを持つこと**や、**個別支援計画に基づいた定期的な訪問支援**、計画相談支援における**モニタリング実施**を通して状態を把握し、本人を取り巻く各関係機関との情報共有や連携体制を十分に日頃から確保し、**機を逃さない対応が可能な体制**を取っておくことが求められます。
また、自ら生活支援センターに**来所出来ない方**や自宅に**引きこもりの状況の方**へのアプローチや、**緊急時の対応**についても、これらは生活支援センターに**求められる重要な側面であり、医療も巻き込んだ他機関多職種連携でのアウトリーチ支援のチーム作りを提案し、発信していきます。**
②「入院から地域に帰ってきてもらえる取り組み」では、個別の状況に応じた**退院支援の実施**や、**医療機関との日頃からの情報共有**による連携関係と**タイムリーな退院支援**の実施、地域生活をしている**当事者の力を発揮**してもらうこと、環境調整としての**家族支援**、また受け皿となる**地域への啓発活動等が必要**とされます。
またそもそも**入院を長期化させない取り組み**について、**医療機関と協働して検討**していくことは今後さらに重要と考えます。
これらの取り組みは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと重ね合わせ、緑区自立支援協議会などの場を活用し**地域に発信し続ける**ことにより、**皆が自分ごととして受け取り**、更に**入院に頼らない生活、新たな長期入院を生まない地域を目指していくこと**が、生活支援センターが地域で果たす大切な役割と機能だと考えます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－３

２　事業実施方針

(2) 指定期間中の事業展開方針

指定管理期間 10 年間における長期的視野に立った事業展開方針を記載してください。

生活支援センターが地域で果たす役割と機能として前述した**「入院にならない取り組み」**と**「入院から地域に帰ってきてもえる取り組み」**を地域において展開させていくことを念頭に、さらに地域から抽出された**「高齢化」**や**「引きこもり」**など、付随する課題の解決を目指して長期的な事業として検討し実施していきます。

１、～入院を予防する、入院にならない仕組みづくり～
医療機関、高齢分野などを巻き込んでの「多職種アウトリーチ支援のチーム作り」

本人の基礎疾患としての障害に加え、本人の高齢化や家族の高齢化の問題、未治療や治療中断、サービスや支援になかなか繋がらない状況、引きこもり、重複障害、家族ぐるみの支援が必要なケース、反社会的行動や問題行動を繰り返してしまうケース等々、**対応の難しさから支援者が疲弊してしまい、結果対応しきれず「精神科への入院」という手段を取らざるを得ない状況**があることを、地域においてこれまでに多々共有してきました。このような状況への対応は、**生活支援センター単独ではもとより、障害分野の支援機関のみの連携では十分な関わりを取ることが出来ないことも多く**、結果対応の遅れによる状況の更なる悪化などに繋がってしまいます。

この様な重層化した課題を抱えた当事者やその家族の状況に対応するためには、区福祉保健センター、基幹相談支援センターに加え、**医療機関、高齢分野を巻き込んだ多職種の専門性を活かしたチーム支援が必要**と考えます。具体的には、**医師、看護師、高齢分野に強みを持つ地域ケアプラザ職員、地域の民生委員等々をメンバーとして、実働できるチーム作りをしていく**ことが必要です。
地域の医療機関の医師の協力を仰ぐことや、**生活支援センター嘱託医の業務の枠を広げ、訪問型相談支援の実施を検討**していくことや、**地域の訪問看護ステーションの協働**をお願いすることも検討していきます。**高齢化の課題は地域の中で意識の高い分野であり、地域ケアプラザとの協働は今後も必須**と考えます。同時に区内の地域ケアプラザからも、「精神障害分野との協力関係の必要性」を強く提案されている状況です。

また、**定期的な見守りとしての訪問や緊急時の訪問等、その必要性や状況に応じてチーム編成**をすることが出来るなど、**柔軟かつタイムリーに主動し出動できる仕組み作りを検討し**、さらに**地域の中でシステム化**してくことを目指します。これまでのような支援者個人の力量や裁量での活動を超えて、**事業所単位での当たり前の活動となることを目指します。**

これらのシステム作りは具体的には、**緑区自立支援協議会の中で生活支援センターが企画運営している精神部会を活用し、実施していく計画です。**
実施にあたり、ＰＤＣＡサイクルを利用して**実際に実施した支援活動を通し、年単位で検証し地域にフィードバックすることを繰り返し**ながら 10 年という**長期的な視野の中でシステムとして地域に定着することを目標として取り組みます。**

＜精神部会での具体的な流れ
①～⑥を年単位で繰り返していきます＞

ＰＤＣＡサイクル
★①計画（Plan）
★②実施（Do）
★③評価（Check）
★④改善（Action）

①困難事例等のアセスメント
・支援者から支援における困りごとの抽出
・情報収集とアセスメント実施
★②計画を立てる
・抽出したモデルケースについての支援方針を検討
→多職種チームでの関わりの必要性、可能性の検討
必要な専門性の確認とチーム編成のパターンを確認
★③実践する
・地域から出された困難なケースに対応する
→どのチーム編成が必要か見極めてタイムリーに動く
★④評価
・実践してみての振り返り
★⑤改善
・振り返りから課題等の検討
⑥精神部会へ報告
→地域支援者にフィードバックし、次に繋げる

２、～入院を長期化させない仕組みづくり～
「早期退院への取り組み」

①　受け入れ側である地域と支援者に向けての「啓発活動」の継続実施

緑区の地域特性の一つとして、区内に精神科の有床病院が無いことがあります。しかし**長期入院患者の退院支援については、平成 19 年度横浜市退院促進支援事業実施当初より**緑区生活支援センターでは**委託事業として実施してきた経過**があります。市内全区の精神科医療機関を対象として長期入院患者への退院支援を実施した中で、緑区内を帰来地とする対象者もある反面、緑区においては前述のような地域特性もあってか、精神科に長期に渡り入院となってしまうこと、またその先の地域移行の支援について、**地域における自分ごととして意識する状況が少ない印象を受けます。**

（長期入院患者の状況については「具体的事業内容－退院サポート事業」に記載）

まずは**地域移行出来る受け皿としての地域の力を高めていく**ために、**精神科医療機関へ長期で入院となっている患者さんが多くいる状況を伝え続けていくこと**、またその退院支援の在り様も伝えていくことの実践を継続して取り組んでいきます。**入院経験のある当事者の体験談発表等を活用することは大変伝わる**ものがあります。

まずは発信して、知ってもらう事、理解してもらうことが必要です。そして地域において長期入院に関わる様々な状況を、**「自分ごととして意識」してもらうこと**を目指します。**地域の理解が進むことは、地域移行における一歩前進となり、長期入院患者を減らす取り組みにも繋がる**と考えます。

＜具体的な啓発活動の取り組み計画＞

～精神科医療機関への長期入院患者からのメッセージ動画や当事者の体験発表の実施～

・地域ケアプラザとの協働事業で地域区民や民生委員にむけて講座の実施
・緑区自立支援協議会精神部会にて緑区の支援者向けに研修の実施
・横浜市社会福祉協議会（ウィリング横浜）にて「精神障害の正しい理解」研修の実施
・緑区役所管理職、一般職員対象の人権研修の実施
・その他（「具体的事業内容-普及啓発活動」参照）

②　医療機関と支援機関が協働しての、早期退院への取り組み

これまで緑区生活支援センターでは、平成 19 年度より長期入院患者に向けて様々な退院支援を実践してきた経過がります。入院となった患者さんが**一旦療養病棟等に転院になるなど入院が長期化してしまうと**、元々様々困難な個別の事情を抱えて入院になってしまった状況に加え、**入院生活への慣れや、ご本人のモチベーションの問題、退院先の調整などの課題が加わり、更に入院が長期化することに繋がる恐れがあります。**

長期入院患者の退院支援の取り組みはもちろん大変重要であり今後も大切な事業としてしっかりと継続していきますが、同時に今後は、**「そもそも入院を長期化させないためにはどうすれば良いか」を、医療機関と協働して具体的に検討し、今後地域で「長期入院させないシステム作り」に取り組んでいきたいと考えます。**

緑区には精神科の有床病院が無いことは前述の通りですが、幸い 12 年以上に渡る退院支援の実施により、**特に近隣区の精神科医療機関とはかなり連携が取れる関係性**が作られています。具体的には、旭区、港北区、青葉区、町田市をはじめとする市外地なども含め、複数の医療機関と頻回に連絡を取ることが出来ている状況です。**これまでの積み重ねを活用し、今後は「早期退院への取り組み」としていくつかの提案をしていきます。**

＜取り組み内容＞

・医療機関との定期的な情報共有の場を持つ
・院内での啓発活動などを通して、退院支援の周知の機会を増やす
・医療機関と支援センターの、双方向性の情報発信と受信がスムーズにやり取り出来るルートを作る
・タイムリーに動ける体制整備
・必要に応じて高齢、多障害分野の支援機関や計画相談事業所との協働体制を取る
・研修の場などを活用し、医療機関職員と地域支援者双方が、更に情報や知識を増やしスキルアップしていく

この様な取り組みについて医療機関と検討の機会を重ねていきます。**まず必要なことは「医療機関との定期的な情報共有の場」の創設とその継続です。**

そして更に**入院患者の早期退院に向けて**、医療機関と生活支援センターをはじめとした地域支援機関との**より良い連携の在り方を模索し、地域の中でシステム化していく**ことへで、**新たな長期入院患者を生まない地域づくりを目指していきたいと考えます。**

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－４

３　収支計画

(1) 収支計画の適正性

指定管理料における収支計画の適正性について記載してください。

指定管理料における収支のバランスについては、大きく「人件費、施設管理費、運営費」に分けられますが、「人件費」は、3 つの事業（地域活動支援センター事業、退院サポート事業、自立生活アシスタント事業）に加えて 2 つの国事業（指定相談支援事業、自立生活援助事業）に更に分けられています。

職員の業務が幅広く様々な業務分担がされることなどから、経験や知識が豊富な職員の配置が必要と考えます。そのため**横浜市との協議の上、「非常勤職員の法人内常勤化」を行っています。**

これによる指定管理料の**人件費での不足分については法人負担**となりますが、質の高いサービスが提供できることを目的として、法人の理解と協力を得ながら収支の計画を遂行しています。

施設管理費は、利用者が常に安全・安心且つ快適に施設を利用することが出来るよう、適切に指定管理料を配分しています。**施設管理業務や各種点検等の事業委託は同館合築施設の地域活動ホームとの面積按分による費用負担を行いますが**、事前に協定を締結している費用を計上しています。

また、経年劣化等に伴う修繕費用も今後予想されるので、**修繕費を年度末に積み立てており**、万一の大型修繕の際に活用することとなっております。

運営費については、前年度の運営費決算額を元に積算し、最低限必要な物品の購入や日用品、事務用品等の購入を計画的に行うことで、適正な収支バランスを保つことが出来ると考えております。

また、イベントやプログラム、入浴・洗濯・インターネットなど、**利用者の負担が生ずる実費分**については、**実費相当費のみの徴収**とし、**運営費及び施設管理費に充当します。**

今後の景気等に左右される費用についても、**横浜市及び法人と協議検討し適正化を図ります。**

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－５

４　職員配置・育成

（1）職員の確保、配置

必要な職員の確保と適正な配置について、職務体制や業務分担等について記載してください。また、「団体全体」及び「生活支援センター内」の組織図を掲載してください。

◆法人としての職員配置

当法人は医療施設・精神障害者生活訓練施設・グループホーム・生活支援センター2 か所と、精神障害者支援における多種多様の施設を運営しています。有資格者、専門職も多数在籍しており、職員個々の適材適所を考慮し、適切に配置することが出来ます。

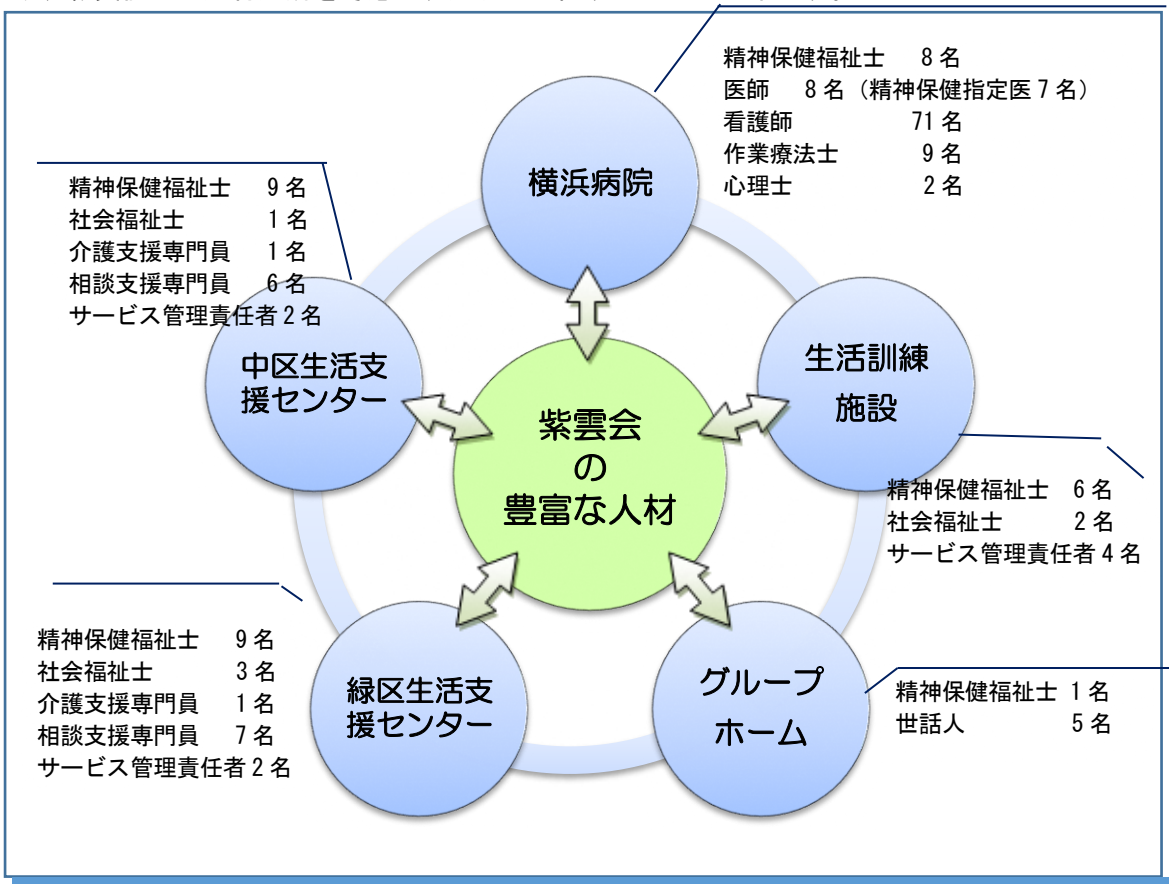

緑区生活支援センターの職員配置

役　職	主な業務内容	備　考	人数
所　長	業務全体統括・管理運営	精神保健福祉士（経験 20 年目）	1 名
主　任	業務主任・職員育成・主任相談員	精神保健福祉士（経験 12 年以上）	2 名
副主任	退院サポート事業（兼任）、相談員	精神保健福祉士（経験 12 年目）	1 名
常勤職員	主任アシスタント（兼任）、	精神保健福祉士（経験 10 年目））	1 名
常勤職員	相談員	精神保健福祉士（2 名）	4 名
非常勤職員	相談員・計画相談	相談支援専門員/精神保健福祉士	1 名
アルバイト	事務、相談員	週 3 日/精神保健福祉士	1 名
嘱託医	嘱託医相談	月 4 回	2 名
心理士	心理士相談	週 1 回	1 名
調理ｱﾙﾊﾞｲﾄ	調理	1 回 2 名	5 名

様式１－５

４　職員配置・育成

◆ 法人組織図 ◆

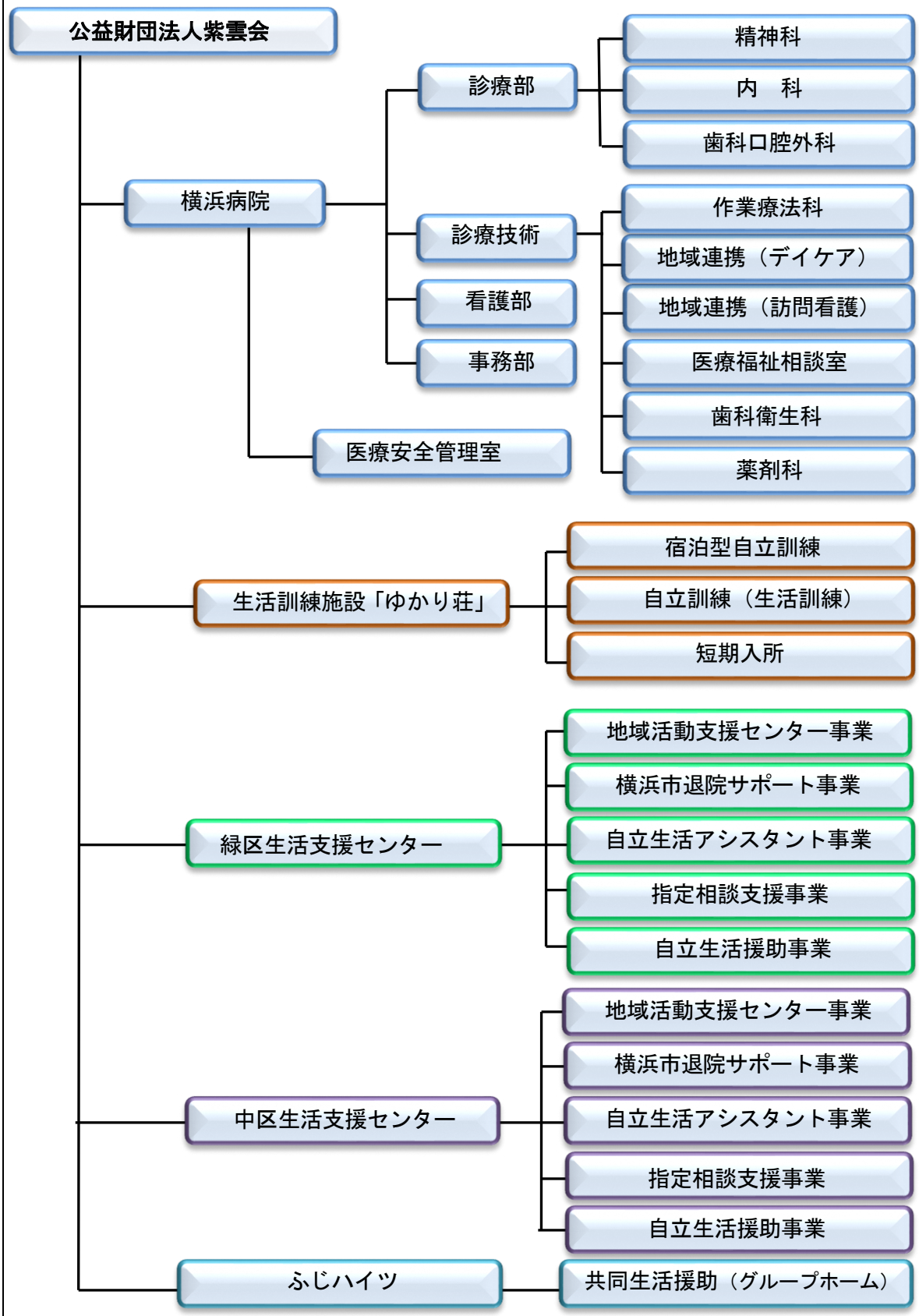

団体名	公益財団法人紫雲会

◆ 生活支援センター内 組織図 ◆

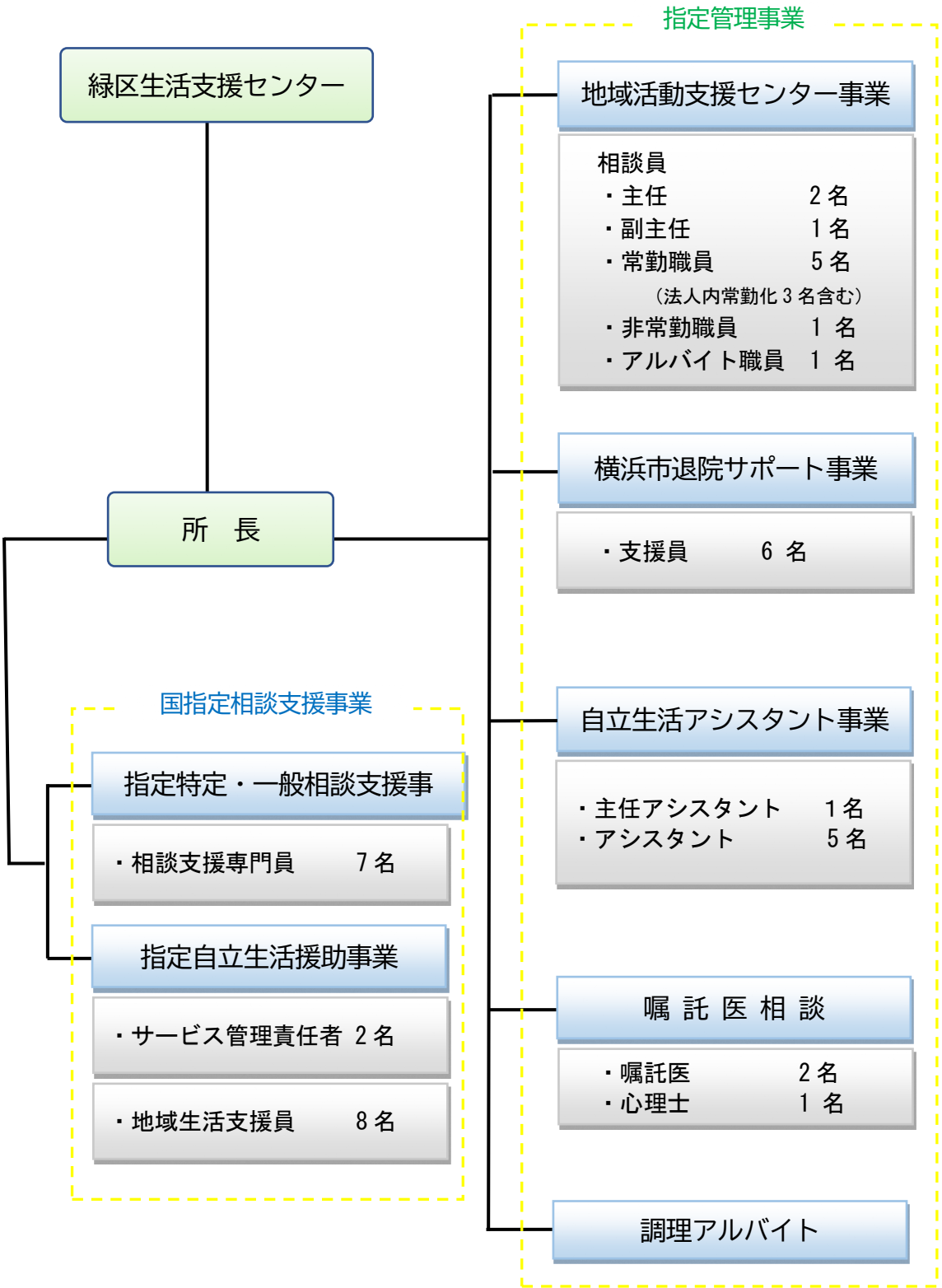

法人名	公益財団法人 紫雲会

様式１－５

４　職員配置・育成

(2) 職員の育成

研修計画やＯＪＴなどを含めた職員の育成について記載してください。

1、研修計画

職員の育成において、**研修の受講はとても重要**だと考えます。

現場での経験を重ねることはもちろん大切ですが、それのみではなく、そこに外部からの新しい知識や多角的な物の見方、スキル等を学ぶ機会が加わり、それらを習得し、**自分自身の支援の在り方を改めて振り返ることなどを通して、更により良い支援に繋がっていく**ものと考えます。

①　外部の研修への参加

職員の経験値や勤務年数、担当業務等考慮した上で、**常勤・非常勤職員を問わず全職員の資質向上を目指し、必要な研修を適切なタイミングで受講できるように配慮**します。また、外部で実施されている様々な研修の情報が職員に行き渡るように、研修案内は職員回覧とします。各職員が自身で希望する研修については、業務に支障のない範囲で**極力参加可能な様に調整**をしていきます。

業務上必要となっている相談業務に関わる研修や、相談支援専門員の資格取得のための研修、また新人職員においては法人である紫雲会横浜病院で実施の「公益財団法人紫雲会新人研修」等は、参加を必須としています。

②　支援センター内部研修

月１回の職員全体会議の時間を活用し、**全職員が参加できる環境**であることを利用して、センター業務に全員が等しく必要な研修・学習会を実施します。また、**運営上で必要と思われるその時々の課題に特化した研修等も実施**していき、職員の疲弊や行き詰まり感の軽減を図ることなど、**即次の日からの業務に役立つように**します。

実施を考えている内部研修	
研　修　内　容	依　頼　予　定　講　師
個人情報保護、権利擁護、虐待防止	苦情解決第三者委員
新人研修	公益財団法人紫雲会本部
人格障害	嘱託医
発達障害	発達障害者支援センター
高次脳機能障害	中途障害者地域活動センター
面接技法	公益財団法人紫雲会
再犯防止・更生支援	神奈川県地域定着支援センター所長
医療観察法	法務省社会復帰調整官
区福祉保健センター障害支援課の業務	区福祉保健センター障害支援課職員
精神課医療機関相談室ＰＳＷの業務	公益財団法人紫雲会職員
認知症	地域ケアプラザ職員
成年後見制度研修	区福祉保健センター職員
法テラス研修	法テラス職員
生活困窮者支援	区福祉保健センター生活支援課

２．組織内スーパービジョン体制の構築

職員の育成において積極的な取り組みとしては、二つの実践があります。
①「職員間のコミュニケーション体制」と②「職場内スーパービジョン体制」です。

①　職員間のコミュニケーション体制

業務上、利用者の情報や、各職員の対面や対応の内容について共有することやアドバイスを貰う事など、職員相互の業務上のコミュニケーションをとても大切に考えています。

「利用者に対して決して職員が個人で支援をしているのではなく、あくまでもチームで関わっているという意識を各自が持つこと」を常日頃共有していきます。それにより、職員が孤立してしまうことを防ぎ、支援に行き詰まりを感じる事などがあったとしても、**必ず周囲の職員がフォローする体制を取ってくれていると確認し、引き続き安心して利用者に関わることが出来る**と考えます。

②　職場内スーパービジョン体制

更に職員の育成において欠くことが出来ないのは、**職場内で「スーパービジョン体制」を取っている**ことです。スーパービジョン体制を取るには、職場内のコミュニケーション体制が整っていることが不可欠なため、**上記①が前提**となります。

スーパービジョンの機能を、「人を守ること」「人材の育成・活用」「組織の一員として働く」と考え、職場における**職員育成には欠かせないもの**と考えています。

新人職員が入職した際には必ず、主任・副主任４人の中から一人の**担当職員を決め、定期的に面談の機会を持ち**、困っていることや悩んでいることなど新人職員の気持ちの表出を促しながら状況を把握します。振り返りと同時に今後どうしていきたいかなどを整理しますが、この時この場は**スーパービジョンを実施していることを、新人職員も主任職員も意識を持つ**ことが必要となります。内容については所長に報告することや、所長・主任会議にて必要において報告、共有することで、さらに**職場内での職員のサポート体制を取っていけるような配慮**に繋がります。

このような体制を取ることで、縁あって入職された職員が疲弊する状況から守ること、職場内でのサポート体制を作ること、組織の一員として業務が遂行できるようになること、そして職員は利用者の支援においてチームで業務を行っている意識を持てることを目指します。
これらを通して最終的には、より良い利用者支援に繋がることを目的とします。

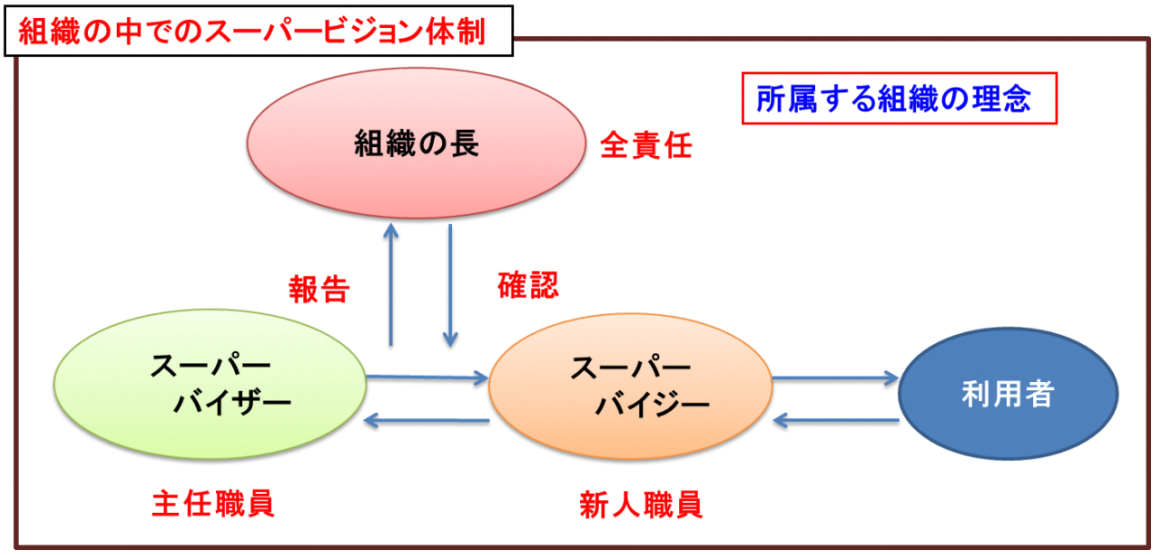

様式１－６

５　施設の管理運営

(1) 事故防止への取組

事故防止対策に関する取組、事故発生時の対応方法等について、具体的に記載してください。

①方針

施設内に整備されている**安全管理・緊急対策マニュアルを基に、全職員が事故防止に取り組み、**安全管理への意識を持つこと、事故に関する知識と対策技能を身につけられるよう内部及び外部講師による計画的且つ定期的に研修等を実施し、日常のセンター内外の安全確保に努めます。また、万一事故、災害等発生した場合は迅速かつ適切な対応と地域連携を心がけ、事故の場合は再発防止に努めます。

研修においては、**「ヒヤリハット」**等、日常起こり得る想定のみならず、警察や消防署の協力を仰ぎ、防犯に対する講習、人工呼吸などの蘇生術、ＡＥＤ講習など、実際の有事に即した研修を実施します。

②安全管理体制

利用者の障害特性やそれに伴う行動特性を常に理解・把握し、来所時或いは訪問時等での不穏な言動・行動等については、日々の職員ミーティング及び、職員全体会議等にて全職員間で協議検討し対応策を講じます。万一、利用者に於いて病状の悪化・急病・怪我等、事故があった場合は勤務者のリーダーが指揮を取り、他職員と協働して利用者の安全確保に努め、**「緊急対策フローチャート」及び「緊急連絡網」を用いて迅速に連絡・報告に努めます。**

また、事故については大小に関らず職員間で対応・**再発防止について検討**し、常に安全に対する意識を高めていきます。

※横浜市精神科緊急医療体制図を職員室内に掲示

③ヒヤリハット提出の奨励

大事に至らなかった事に安堵せず、この段階で危機を意識し、ヒヤリハットが起きた場合は、ヒヤリハット報告書（別に作成）の提出と共に、職員全体会議等での重要検討課題として全職員が**その原因や対応について検証し、再発防止に努めます**。

※重大な事故でも、ヒヤリハットでも横浜市健康福祉局への報告は義務付けます。

(2) 緊急時（防犯・防災等）対応

防犯・防災・急病・災害への対応方法等について、連絡体制や日常的な地域との連携も含め、具体的に記載してください。

①防犯体制

防犯に関しては同館の地域活動ホームと共に全館一体で取り組むことが必要であると考え、**民間警備会社に警備を委託**する等、夜間の無人時間については万全を期しています。日常的には、出勤時及び遅番出勤時に「開館・朝・昼巡回」マニュアル、また退勤時に「閉館・夜巡回業務」マニュアルにて確認しながら**館内外巡回を行い、防犯管理を徹底**しています。

また、**出入り口下駄場付近には防犯カメラを設置**し、また**職員室内には警備会社への直通通報ブザーを 2 か所設置**しており、万が一の侵入者等への防犯体制も充実させています。

※巡回業務マニュアルを職員室内に掲示

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－６

５　施設の管理運営

②防災・避難訓練、消火器訓練

防災・避難訓練、消火器訓練は、消防訓練実施計画書及び避難訓練実施計画書に基づき、合築施設の地域活動ホームと合同で年 2 回以上実施し、その際利用者への周知とともに参加を促し、利用者自身においても防災に対する意識を持って貰えるよう配慮しています。水難防止訓練も今後実施予定です。

特に通報の際の通信機器や消火器の使用方法は、職員全員が正しく使用することが出来るよう、極力訓練時には通信機器業者や消防署の立ち合いを依頼し、訓練を実施します。

③災害時対策

万一の災害に備えて館内の避難経路と緑区ハザードマップの周知及び避難場所の館内掲示をし、避難時に於ける職員の役割を明確化します。

生活支援センター利用者等が避難場所として活用できるように、常時 40 人分の災害時備蓄品を 3 日分整備しています。（飲料水、食糧の備蓄品及びカセットガスコンロ、カセット発電機、投光器、ラジオ付き懐中電灯、毛布等を備蓄）

更に緑区と法人間に於いて「災害時における在宅援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」を締結しており、有事の際には地域活動ホーム、緑区及び地域と連携して施設を福祉避難所として要援護者を受け入れる体制を整備しています。

④地域活動ホーム、関係機関、地域との連携体制

合築施設の地域活動ホームには、精神障害の他に身体障害や知的障害の方も多く利用していることから、地域活動ホーム職員と連携しながら他障害者の避難への配慮も行います。様々な連携体制で被災者援護が必要になることから、他障害を含めた関係機関や行政、医療機関、更には地域との緊急時連携体制の構築を目指します。

⑤被災後の安否確認

万一被災した場合、利用者等の安否情報の入手が困難になると予想されます。電話、メール及び自宅への訪問等、色々な策を講じ、利用者の安否確認と今後の支援対策を検討します。

現緑区生活支援センター設置の安全管理に関するマニュアル類	
安全管理・緊急対策マニュアル	感染症対策マニュアル
開館・朝・昼巡回マニュアル	閉館・夜巡回マニュアル
職員緊急連絡網	災害緊急時備蓄品リスト
精神科救急医療体制（掲示）	警報機と通報専用電話機使用（掲示）
災害時避難場所地図（掲示）	

様式１－６

５　施設の管理運営

＜参考＞

自主点検記録簿

点検日時	令和　　年　　月　　日（　） ：　点検者	
項 目	内　　容	結果
火災予防管理	避難口、廊下、階段等に避難の障害となる物品が置いてあるか ある場合、どんな物（　　）	あり・なし
	危険物の取扱いは、防犯上安全な場所及び方法で行っているか	あり・なし
火気使用設備 及び 器具の管理	設備・器具に応じて正しく使用しているか	あり・なし
	火気使用中は、その場を離れず監視しているか	あり・なし
	使用後において、スイッチ等の停止を確認しているか	あり・なし
	防火管理者は、職員から火気管理について報告を受け、適切な指示を出しているか	あり・なし
	調理室のフード等の清掃は定期的に行っているか （最近の清掃年月日　　年　月　日）	あり・なし
	機器には、破損、亀裂、燃料漏れはないか ある場合、（　　）	あり・なし
防火防止	建物の外周部、階段等に可燃物が置いてないか	あり・なし
	巡回、監視を行っているか	あり・なし
教育訓練	消火、通報、避難訓練を定期的に実施しているか	あり・なし
	新規職員にも防災訓練を行っているか	あり・なし
点検報告等	防災用設備等の点検は定期的に実施かつ報告しているか	あり・なし

★感染症対策として、消毒スプレーの館内設置と職員・利用者への手洗い・消毒の励行、
　また職員にはインフルエンザ等の予防接種を奨励しています。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－６

５　施設の管理運営

(3) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護に対する取組や、団体の運営状況等の公開について、具体的に記載してください。

①横浜市個人情報の保護に関する条例の遵守

職員全員が厚生労働省の「個人情報ガイドライン」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」を理解し、遵守義務を負うとともに、**アルバイト、嘱託医を含む全職員に対して「利用者さんの個人情報の保護に関する規則」**において誓約を義務付けています。

②個人情報の含まれるデータの保管

書類等の紙媒体データについては、**鍵の掛る書庫等に保管**し、使用後速やかに返却する事を義務付けています、データについては、外部メモリー媒体に保存し、保管庫等において施錠した上で保管します。受付用ＰＣ等、やむなくＰＣ内に個人情報を保管せざるを得ない場合は、必ずパスワード管理等のセキュリティ対策を講じます。また、個人情報の含まれる書類等の破棄については、シュレッダーで確実に破棄します。

③定期的な研修の実施

少なくとも年１回以上、外部の講師あるいは横浜市が主催する個人情報に関する研修に全職員の参加を義務とし、不参加の職員に対しては適宜研修或いは学習会を実施し、年度途中に入職した新任職員の場合は、その職員に対しても個別に同様の研修を実施するものとします。

④情報公開について

利用者からの情報開示は、特別な場合を除き所定の手続（施設内設置の書類）をもって受付け、原則公開します。但し、公開の判断が困難な場合は、職員間で検討し対応します。止むを得ず外部機関に向けて利用者の個人情報提供が必要な場合は、状況に応じて出来る限り本人の同意を得て情報共有します。

(4) 障害者虐待防止・権利擁護への取組

障害者虐待防止・権利擁護への取組について具体的に記載してください。

障害者虐待防止法が公布されてから、障害者虐待防止に関しての意識を常に保つためにも、定期的に**研修や申し送り等で、利用者に向き合う各職員の在り方を確認**する必要があると考えています。毎年職員研修の一つとして、外部の講師に依頼して「個人情報保護・情報公開」「虐待防止」「権利擁護」をセットとして実施しています。特に、虐待防止や権利擁護の視点で考えると、**利用者との関係性が密接になればなるほど、気づかないうちに何気ない言動が利用者を傷つけていたり、支援者の考えを押し付けていたりする可能性があります。**各職員が自身の言動・行動を振り返ることは勿論、所長、主任職員をはじめ、**他の職員による注意喚起などが日常的に行えるよう職場環境を整備します。様々な方策を講じ、施設内において虐待と思われる対応や権利侵害ととられる言動等が無いように、最大限努めます。**

また施設内には利用者が、苦情相談窓口、第三者委員、外部機関などによる苦情相談が迅速にできるよう、各連絡先や苦情相談の流れ等を記した掲示物を設置しています。

一方、障害年金や生活保護費の搾取やＤＶ、ネグレクトなど、家族内の虐待が疑われる場合は、しかるべく措置を講ずるとともに、行政や関係機関と連携して当事者への必要な支援と対応を速やかに実施するよう努めます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－６

５　施設の管理運営

(5) 利用者の意見聴取・苦情解決への取組

利用者の意見や苦情を聴取するための取組と、意見や苦情を受けて迅速に対応するための工夫などについて具体的に記載してください。

◆支援センター及び法人に関する意見や苦情については、真摯に受け止め、支援センター内、法人内の苦情解決委員会にて検討し解決を図ります。
◆第三者委員を設置し、内部で解決困難な場合に対応します。
◆利用者やその家族、または関係機関等からの苦情や意見、要望等は法人にとって貴重な意見と捉え、前向きに取り組む方針です。
◆また、利用者アンケート、意見箱など様々な方法で利用者からの生の声を聞くことにより、支援センター運営の向上と発展に繋がることと捉え、気軽にアンケートに応えられるよう工夫して実施します。

①利用者アンケート

利用者アンケートは、年１回以上、数日間利用者に配布します。回収後は内容を職員ミーティングや職員全体会議にて協議し、利用者のニーズや思いを理解・把握するとともに、改善が必要な事項については、迅速に改善策を検討します。

アンケート結果については、館内掲示等にて、利用者への周知を行います。

②意見箱の設置

利用者がセンターについて、自由に意見・質問・要望等を伝えられるよう、館内に「意見箱」を設置します。内容については月１回全職員間で検討し、センターの運営や事業展開等に反映させます。その結果及び回答は館内掲示やホームページ等にて利用者へ広く周知します。

③メンバーミーティング

適宜メンバーミーティングを実施し、利用者同士での交流や協働する機会を提供し、そこで意見として出された事項がセンター利用に関する要望等の場合は、職員全体会議で検討した上で対処します。

④苦情解決について

苦情解決窓口を設置し、苦情に対する相談の流れを記した案内を館内に掲示しています。

職員に対しては、センター設置の**「緑区生活支援センター苦情解決に関する要綱」**を遵守し、苦情があった場合には、書面をもって公正かつ適切な対応を心がけます。

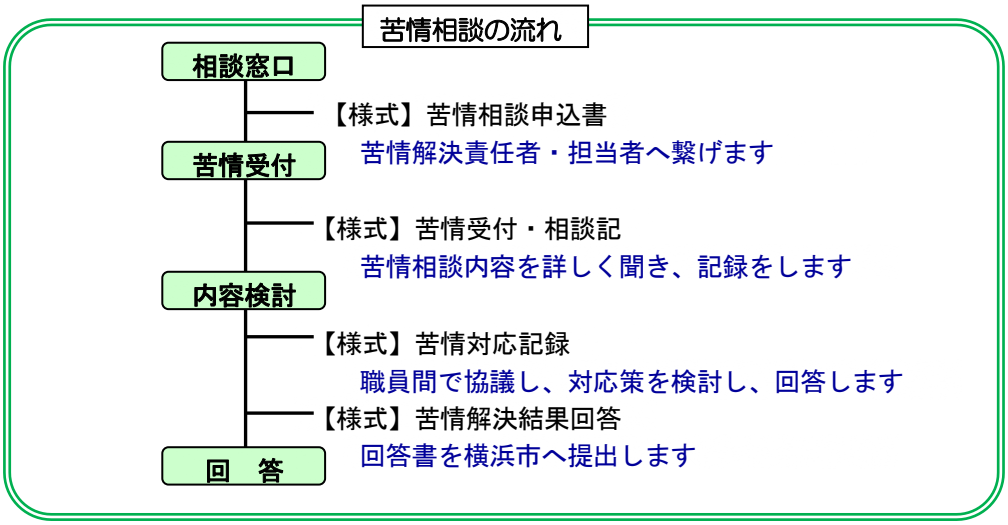

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－６

５　施設の管理運営

（6）指定管理料の効率性

指定管理料を効率的に執行するための工夫、指定管理料の低減策を記載してください。

◆指定管理料は積算根拠を明確にした予算に基づいて運営実施することで、適切な執行が出来ます

指定管理料の効率的な執行	
人件費	極力勤務時間内で業務を終了することができるよう、業務分担の見直しを図る、他職員との協力体制を取るなどで、超過勤務手当の削減
エコ＆リサイクル	
印刷物	事務所内の印刷物はペーパーレスを意識し、会議等での職員配布は支障のない限り裏紙を使用 不必要なコピーや印刷は避け、モノクロや両面コピーで用紙等の節減
事務用品	筆記用具については、替え芯を使用することで、節減及びゴミ排出量削減による環境保護 各種ファイルの再利用 備品管理簿を作成し、常に消耗品のチェックを行う
日用品	洗面所のペーパータオル使用は必要最小の枚数で抑える 調理室の洗剤等は、大容量のものを小分けに使用
ゴミ分別	ゴミを適切に分別することにより、排出量削減による環境保護 ペットボトルのキャップのリサイクル
物品購入	高額な物品の購入の際は、価格調査をして安価な販売店での購入 消耗品等については、大量購入（単品より安価な場合）
施設管理費の低減策	
電気	電気は、使用していな部屋や洗面所等は小まめに消灯し節電を図る フリースペースの電燈の間引き等実施（利用者に迷惑にならない範囲） 使用していないＰＣの電源ＯＦＦ（省エネモード設定） 空調の設定温度の調節
ガス	入浴のない時間帯の電源ＯＦＦ
水道	調理室の節水の心がけ
設備・備品	センター内の設備や備品は、大切に扱い破損等を少なくする センター職員による修繕可能な破損は、職員が修繕

※上記、職員及び利用者が常時意識することで、効率的な運営費の執行が実現出来ると考えますが、それでも尚、指定管理料で賄えない支出増となった場合は、法人負担とします。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(1) 日常生活の支援

日常生活を営む上での様々な課題に対する個別具体的な支援の方法について記載してください。※食事サービス、入浴サービス、洗濯サービス、インターネットサービスを含む

食事や入浴といった生活に結び付く「サービス提供」や、フリースペースやプログラム実施といった「居場所機能」などを備えている生活支援センターだからこそ、日常生活や暮らし方へ関わっていくことができます。

日常的に関わっていける機会を通して、健康や生活を見守り、時には何気ない日常会話からも、日々の変化や様子を察知し、専門職としての視点を持った関わりを展開しています。

そして、この様な関わりをきっかけとして、悩みごとや困りごとなどの相談へとつなげ、利用者個人の生活にアプローチしていく個別支援へと展開していきます。

【夕食サービス】
- 食生活の組み立てを考えるためのきっかけ
- 定期的なサービス利用による体調確認と見守り

【入浴サービス】
- 生活習慣や衛生状況の把握や確認
- 日常の生活場面へとつなげるアドバイス

【洗濯サービス】
- 身なりや衛生状況の把握や確認
- 洗濯方法へのこだわりがある方への助言

【インターネットサービス】
- インターネット環境を持ち合わせない方の情報提供の機会
- 使い方の確認やリスクの注意喚起

日常生活において当たり前と思っていることであっても、病気や障害、生活環境などの理由から、取り組むことへの困難さや、そもそもの必要性を感じていない人などが利用者にいます。その１人１人の状況を整理し、上記サービス利用を活用した計画を作成し、新たな体験や当たり前のこととしての習慣化へとつなげていきます。

例えば、**障害特性からくる「こだわり」から、入浴や洗濯の習慣が身についていない利用者に対して、生活支援センターの日々の利用から関係を作り、利用者自身の気づきへとつなげ、入浴と洗濯のサービスを利用し、その習慣化へとつながったケースがありました。**

参考までに、これまでの入浴と洗濯の利用者数を表した図を添付します。

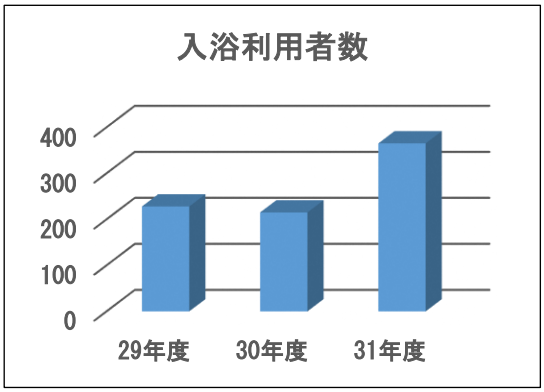

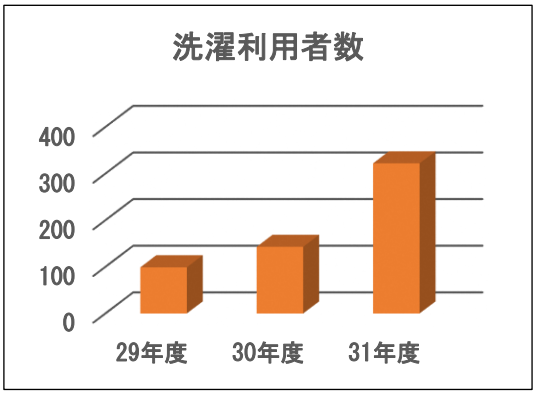

夕食サービスなどを定期的に利用されている方には、日々の見守りの中での変化を察知し、本人への投げかけや支援者への情報共有へとつなげていきます。

スマートフォンの普及により、手軽にインターネット環境を利用することができるようにはなっている反面、トラブルに巻き込まれるリスクも増えています。インターネットサービス利用時だけに限らず便利ゆえのリスクに対する注意喚起を行なっていきます。

【今後の取り組みについて】

①アウトリーチと連動させたサービス利用の促進

これまで地域や家族、様々な機関に向けた啓発活動を行い、生活支援センターの紹介を進めてきました。その中で、本人や家族が生活支援センターを知り、自分に必要なサービスを求めて来所されるケースも多くありました。

しかし今後は、**自ら生活支援センターにアクセスできない方や、地域の中で「衛生管理ができていない」「孤独を感じ、孤立している」など様々な課題を抱えた方に対し、生活支援センターからのアウトリーチを通じて潜在的な利用者の掘り起こしを行い、相談支援や生活支援といったサービスにつなげ、その方々の生活を支えていく関わりをとっていきます。**待つだけでなく、アウトリーチを進めていくことからも、生活支援センターの利用につなげていきたいと考えます。

②サービス利用を足掛かりとした個別支援の実施

生活支援センターが地域に馴染み、いつもの利用者がいつものサービスを利用することが当たり前となっています。しかし、アウトリーチ促進のため夕食サービスの提供回数を減らした際、「生活支援センターに頼りきらない生活」を目指した利用者がいました。もともと「自分たちで生活を送りたい」思いがあり、そのための課題を一緒に整理していました。戸惑いながらも家族の力を借り、自分で出来ることを見つけ、今では必要に応じた利用をされています。

各種サービスの活用を足掛かりとし、本人が持つ能力を日常的な関わりや個別支援から見つけ、それを発揮できる生活を目指す関わりも重要な役割として取り組んでいきたいと考えます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(2) 相談支援

電話相談、面接相談、ケアカンファレンス等の相談支援の方法について、個別支援の実施方針にも触れながら記載してください。

障害によって生活のしづらさや困難を抱えている方への支援は、相談支援の基本となるものと考えます。その方の希望や困りごと、生活状況等を確認しながら、定期的な相談やサービス等の情報提供、必要な助言を行うことや、他の支援機関との連絡調整の支援などを、電話や面接、訪問などの方法で支援を進めていきます。

支援の過程においては、**相談の主体は本人**であることを前提として、本人の表出された希望や困り事と私たち支援者が考える課題をすり合わせ、本人と支援者の到達目標を導き出し、**ネットワークを構築してチームによる支援をしていくこと**を心掛けています。
その過程において、本人を含むチームの指針となるものが**「個別支援計画」**であり、本人が課題に気づき、役割を持って前向きに取り組めるものを一緒に作成し、チーム内で共有しながら支援を進めていきます。

また、必要に応じて**定期的なカンファレンスを実施**することで、本人と支援者が話し合い、本人の潜在的な課題への気づきや、支援状況の把握や支援の役割や目的の確認などをその場で行うことができ、参加者が同じ考えや目標を共有した上で支援することへつなげています。

【援助方法の活用】
相談支援を様々な援助方法を用いて行っています。生活支援センター利用の際には、**同じ「生活者」としての日常会話やフリースペースでの何気ない会話、例えば天気や体調、時事問題の話から見えてくる状況も大事な情報と考えます**。

「電話」での相談内容は、定期的な生活状況報告や心配事、家族関係など、電話なら話せるという方も多いと感じます。電話相談は、相手が見えないからこその難しさがあり、**言語化されたものの裏に潜んでいる、本当の相談事を汲み取ることなどが必要**であると考えます。

「面接」は、構造化した環境のなかでの問題解決のひとつと考えます。例えば、週１回の面接を６年間続け、自分の特性を理解し、コミュニケーションのスキルを積み上げている利用者がいます。また、週１回の面接で体調の波を把握し、不調時の対処に結び付けている利用者もいます。このような継続的な面接による支援の積み重ねは、利用者のコミュニケーションスキルや生活の改善、精神的な安定などにつながっています。
面接においては、専門職として日常会話と面接の違いを正しく認識し、面接技法を活用し利用者の方の問題解決を図っていくことが重要と考えます。

相談全般においては、職員のスキルアップが求められます。利用者との日々の関わりや職員会議やミーティングなどによる職員同士の情報共有や事例検討などに加え、研修受講などを通しての個々の自己研鑽を今後も奨励していきます。

【多職種支援のチーム作り】
生活支援センターは、地域の中で精神障害に特化した１次相談機関として、本人や家族、緑区高齢・障害支援課や基幹相談支援センターなどを始めとする他の支援機関と、きめ細やかな連携

や対応が必要なケースの支援に、積極的に取り組んでいきます。

例えば、家族ぐるみの支援が必要な方、他の支援機関との関係作りに苦労してしまっている方、支援機関の関わりはあるものの統一的な関わりができていない方、緊急対応が想定される方、反社会的行動や問題行動を繰り返してしまう方など、**重層化した課題を抱えた当事者やその家族の状況に対応するために、医療機関、高齢分野等を巻き込んだ多職種の専門性を活かしたチーム支援を構築していきます。**

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

緊急支援や計画的支援、潜在的利用者の掘り起こしなどを含めたアウトリーチ（訪問・同行）の個別支援の実施方針について、具体的に記載してください。

これまでも積極的に本人の居宅や通所先などへ出向き、健康面や生活状況などの確認、家族や地域支援者との状況共有などを行い、本人を多面的な視点を持って支援するよう努めてきました。それにより、取り組むべき課題の整理や支援方針を関係者で検討することにも繋がりました。
今後は、今まで以上に、訪問や同行といったアウトリーチを促進していきたいと考えます。そのための具体的な取り組みを以下の四つにまとめました。

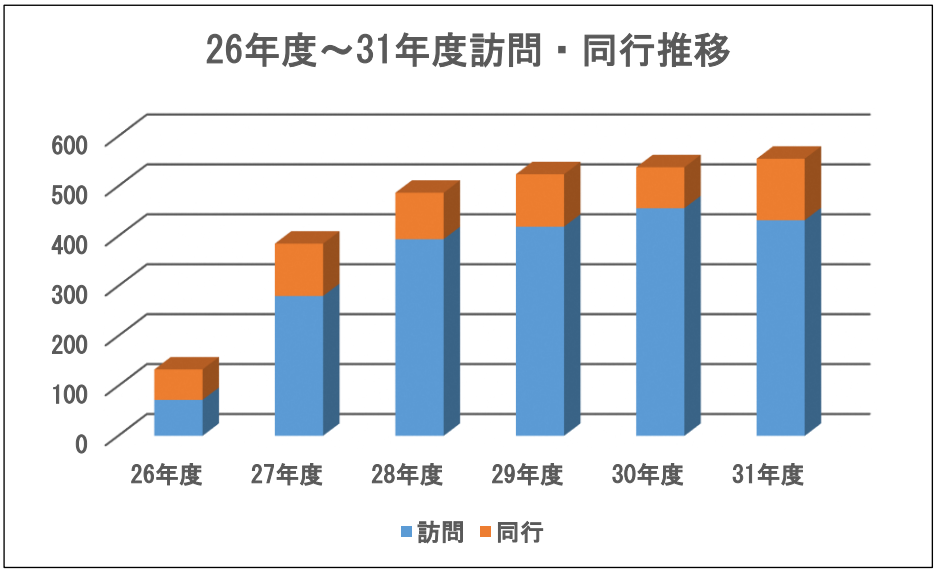

①潜在的利用者の掘り起こしや支援のためのアウトリーチ

こちらから出向いていくことで、困っていることを発信できない人、支援が届いていない「未治療・治療中断者」や「ひきこもり」といった人の掘り起こしを行い、関わるきっかけを作っていきます。実際に、「家族が抱え込んでしまっている」と地域活動支援センターより相談があり、定期的な訪問を1年半続けて関係性を築き、その後、医療に繋がったケースがありました。また、民生委員や医療機関からの情報提供などから訪問へ至ったケースもありました。

この様な実践から、地域からの相談や情報提供に対し、生活支援センターが社会との接点になるよう、取り組んでいきます。

そのために、まずは相談しやすく、タイムリーにアウトリーチが出来る様、生活支援センターの体制を整え、その役割を啓発活動など通して地域へ発信していきます。そして、積極的にアウトリーチを進めていき、本人や家族等と関係を築いた中で、本人の状況を鑑みた支援を検討し、地域の中で孤立することのないよう、本人と家族に関わりを続けていきます。

②「チーム支援」によるアウトリーチの実践を目指す

①のような潜在的利用者の掘り起こしや、地域における本人や家族の高齢化といった課題は、これまでも重要な地域の課題として考え、自立支援協議会などでも検討されてきました。しかし、その対応の難しさも同時に共有され、なかなか状況や支援が進まない現状もあります。

今後は、その地域が抱える課題に対し、**高齢や介護分野や医療機関を巻き込んでいくなどの福祉分野に留まらない視点で、本人1人1人の課題やライフサイクルに応じた支援を展開していく必要性があると考えます。**

そのために、多種多様な専門性を活かした「チーム支援」を実施していくことが必要だと考えます。区福祉保健センターや基幹相談支援センター、さらに「高齢分野でのアウトリーチを実践し、ケアマネージャーや民生委員と繋がりの強い地域ケアプラザ」「入院体制が整い、高齢分野への対応も可能な精神科病院」などを巻き込み、**様々な個別のニーズに対応できる包括的な「チーム支援」の体制を築くことを目指します**。

そして生活支援センターの嘱託医相談などを活用し、支援者が相談出来る機会や、その嘱託医も巻き込んだチームを作るなど、支援の質の向上にも取り組んでいきます。

③緊急対応におけるアウトリーチ

本人を支援している中で、生活支援センターのアウトリーチや電話相談、家族や地域支援者との連携など、再発防止を意識した関わりは重要視しており、そのネットワークの中で本人を見守っています。しかし、救急車や警察対応が必要ないまでも、病状の急変や問題は発生し、SOS の連絡が生活支援センターには入ります。「行方不明になっている」「当事者同士で結婚をしたが喧嘩が絶えず暴力まで出ている」「暴力に耐えきれない家族からの SOS」など、これまでも緊急対応としてアウトリーチに至ったケースは多々あります。

今後も駆けつけることだけを目的とせず、その解決への道筋や、関係機関を巻き込むこと、時として警察や医療と協力していくことも視野に入れ、本人や家族を守っていくためのアウトリーチを展開していきます。さらには、そうした状況を再発させないためにも、本人や家族の思いの傾聴や課題整理なども適宜行っていき、個別支援へと繋げていきます。

そして、**生活支援センターで考える「新たな長期入院患者を生まない地域」を目指し、個別支援である緊急対応から、緑区が取り組んでいく課題を見つけ、「地域づくり」へと繋げていきたいと考えます。**

④自己実現の獲得や生活の充実を目指したアウトリーチ

同行においては、**本人のできることを尊重した関わりを意識し、自立に向けた取りくみとして実施をしていきます**。本人ができるための工夫や方法を一緒に考え、成功体験の獲得を目指し、本人自身の能力の再発見や、それらを発揮できる生活を目指していきます。例えば、診察時の医師とのコミュニケーションサポートや、様々な手続きや契約時の情報整理などを行い、その解決に留まらず、今後の本人なりの対処法や手段なども検討していきます。

また、買物同行や外食同行などを通して、余暇の楽しみ方や生活の充実も図っていき、本人の生活の幅を広げていきたいと考えます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(4) 嘱託医相談

嘱託医相談の実施計画や活用方法等について記載してください。

嘱託医相談は、当法人の精神科医師／緑区内クリニックの精神科医師が嘱託医として実施しています。病気の理解や薬のこと、生活面に関するや家族からの悩みなど、医療分野に関わらない、生活支援センターならではの実施が出来ています。

また、治療中断中の支援の中で、嘱託医相談へと繋げ、その相談をきっかけに本人が嘱託医を主治医と決めて通院へと至り、その後も嘱託医と連携を取り支援を続け、現在は安定した生活が送ることが出来ているケースがありました。このように、**嘱託医相談を個別支援と連動させることなど、その場の相談だけに留まらず、より展開していける場を目指していきたいと考えます**。

①支援者の相談の場

個別支援に関する支援者の困り事や行き詰まり感など、支援者からの相談を受けられる場として活用していきます。**専門的な知識をもつ医師を、地域にある資源の1つとして捉え、より充実した個別支援へと繋げていければと考えます**。

②「チーム支援」の一員として

アウトリーチに記載した「チーム支援」の一員としての連携を図っていきます。一緒に動くだけでなく、①で述べた支援者の相談の場として活用するなどし、個別支援や地域の動向について協働していきます。そして、ケースによっては、未治療者や治療中断中の場合もあり、専門的な立場が必要となってくることも見込まれるため、嘱託医を通じて、包括的な支援が実施出来る体制を築いていきます。

③地域に向けた啓発活動への参画

これまでに、生活支援センター運営連絡会で「精神科で処方される薬について」「パーソナリティー障害への対応」などの講義を実施してもらい、啓発活動を協働してきました。この様な活動を地域へと広げ、地域住民や他分野の支援者などへ、精神障害の理解促進に向けた啓発活動への参画を図っていきます。

④専門職相談としての心理士相談の活用

これまでの緑区生活支援センターの特徴として、当法人に勤務経験のあるベテラン心理士の「心理士相談」の実施があります。**心の問題に取り組む専門職として、本人1人1人の思いや価値観を尊重し、気持ちの整理や自己実現に向けた相談ができる場**となっています。嘱託医相談とは違った専門性があり、そして利用者からも好評を博しており、今後も継続して実施をしていきます。利用者の中には、心理士相談と生活支援センター職員との相談を使い分けて利用されている方もいます。例えば、心理士と「自己肯定感の獲得から生きることについて」の相談をされ、それをどう生活に反映させ充実させていくか、といった具体的な支援を生活支援センター職員と行っているケースがあります。この様に、心理士の助言や指導をもとに、生活や環境への働きがけを行い、個別支援へ繋げていきたいと考えます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(5) 地域連携

関係機関（区役所、基幹相談支援センター、病院、精神障害者福祉施設、地域ケアプラザ、障害者地域活動ホーム等）、関係団体（地元町内会、家族会等）との連携方法について具体的に記載してください。

病気や障害の多様化、支援の困難な状況に対して、より一層他職種との連携が必要と考えます。様々な分野との連携は地域とのつながりを作るきっかけのひとつと捉え、その先の地域づくりへとつなげていきたいと考えます。

【3 機関連携】

障害や家庭の状況が複雑化し、サービスの利用調整に留まらない支援が必要となっている中で、単一の機関では対応しきれない課題が発生しており、他の相談支援機関との連携体制を強化し個別の支援チームを形成するとともに、地域づくりへと発展させていくことが求められています。生活支援センターは、**精神障害分野に特化**し、緑区福祉保健センター、基幹相談支援センターと定例カンファレンスや自立支援協議会を活用したうえで連携し、**3 機関が互いの強みを生かし役割分担をしながら、チーム形成において中核となっていきます。**

【自立支援協議会「精神部会」の継続】

令和元年度自立支援協議会の専門部会として、精神部会を立ち上げ、医療機関や障害福祉分野施設、地域ケアプラザなど障害分野に限らず多くの機関の参加があり、精神分野への関心の高い状況がうかがえ、精神に特化した部会開催の必要性を感じています。

精神部会を通して、支援の難しい事例の共有や、地域の支援者が必要としている議題や問題にアプローチし地域全体で考えていける場になることを目指します。

〇高齢分野との連携

精神部会の検討のなかから、精神障害への関わりの困難さや問題を感じていることや、本人やその家族の「高齢化」が現状の取り組むべき問題のひとつとして持ち上がり、今後取り組んでいく準備を進めています。支援者のスキルアップや緑区の地域力アップにもつながる研修や講義の開催を企画し、高齢分野との連携、役割分担、専門性の確認、既存の社会資源やサービスなどの効果的な活用など、**緑区の地域支援体制の基盤を築いていくこと**にも結びつけていきます。

【地域全体で支える体制づくり】

自立支援協議会の相談支援部会や精神部会などの専門部会などを活用し、個別支援を通して見えてきた課題の共有、地域課題の抽出や検討を行い、**障害のある方が安心して自分らしい生活を送ることができる包括的なケアシステムの構築へとつなげていきます。**具体的には、包括的なケアシステムの構築のための目標の設定と目標に沿った人選を行い、目標達成のための取り組みや役割分担、そして実働的な活動を検討し、**「動いてみる」ことを重視**していきます。その活動を報告およびフィードバックし、新たなアセスメントを行い、課題抽出や新たな活動へとつなげていく流れを作っていきます。

個別支援と地域支援体制とを結びつけていくこと、そして精神障害分野に関わらず、**緑区全体を見渡していき、他障害、高齢、教育、地域などとの連携も図り、障害のある方が安心して自分らしい生活を送ることができる包括的なケアシステムの構築**を目指していきます。

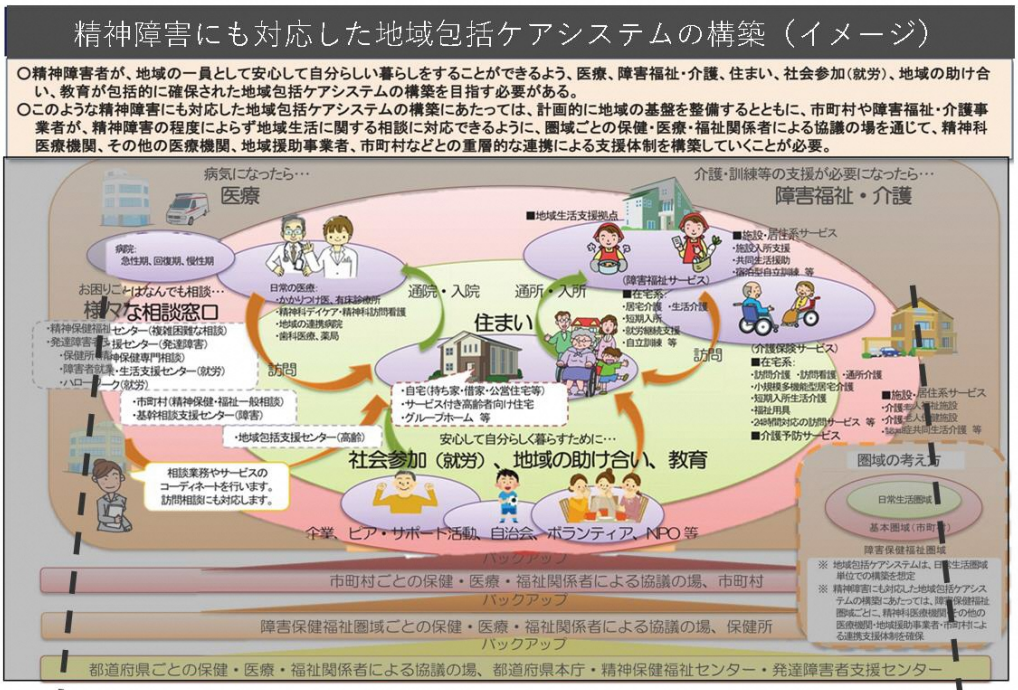

出典：厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 資料

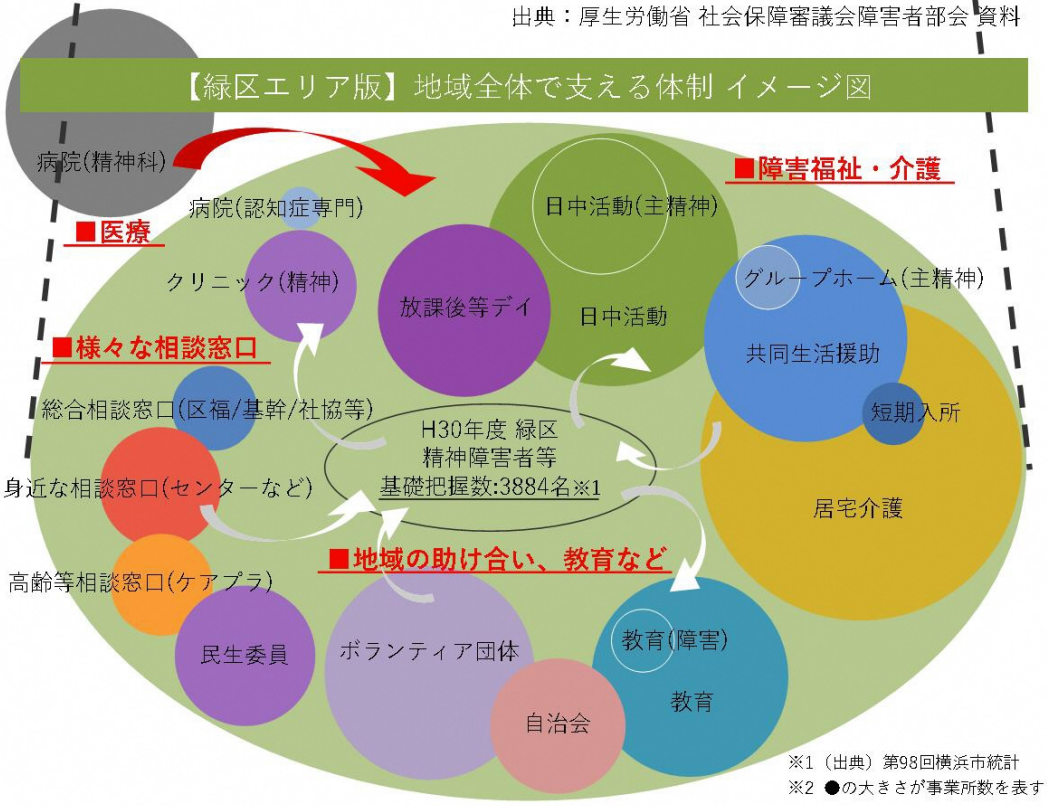

※1（出典）第98回横浜市統計
※2 ●の大きさが事業所数を表す

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

（6）自主事業

独自の自主事業の具体的な事業内容について記載してください。

興味や活動が限定的となり社会との関わりが少なくなってしまっている方には、プログラムや行事への参加を通して、新たな体験やつながり、日中活動のイメージ作りとなり、地域活動支援センターや就労継続支援Ｂ型などの利用への足掛かりになるよう、実施していきます。

【地域との合同行事】

緑区内の地域活動支援センター、グループホーム、高齢・障害支援課等と合同で季節を感じられる行事を定期的に開催しています。春と秋には福祉バスを利用して「日帰りバスハイク」として、観光とバーベキューを年 2 回実施しています。「夏の納涼会」では流しそうめんを生活支援センターの中で行い、毎年好評となっています。冬は**家族会にも協力して頂き、緑区の関係機関と共催で「クリスマス会」を開催し、約 100 名の参加者が集まる恒例行事となっています**。今後もこのような合同行事を継続して、地域とつながりを作っていきます。

【スポーツプログラム】

スポーツを通じて仲間と同じ目標に向かって取り組む体験を大切に考え、継続をしていきます。複数の地域活動支援センターと合同で開催してきた「ソフトボール」では、「フレンドシップ杯」という市内の地域活動支援センターや生活支援センターが参加する大会で、2 年連続優勝しました。メンバーの気持ちを尊重しながら、スタッフも同じチームの一員として一緒に考え、チームワークを大事にしながら今後も継続していきます。

【食事のプログラム】

毎月開催している「昼食会」は、食事を摂ることに加え、利用者や生活支援センタースタッフとの交流を目的としています。毎年 1 月に緑区家族会の新年会の場としても活用していただき、家族や利用者と生活支援センタースタッフとの親睦を深めています。

自宅での調理を手軽に感じる事を目的に、「ささっと作るお昼ご飯」「作って食べよう」を開催してきました。利用者のできることを聞きながらお互いを助け合いながらことは調理をすることは、他者との交流を生みます。

開所当時からある「たこ焼き会」は、利用者が楽しむことや、そこで生まれる何気ない会話から新しい一面を知る事が出来ます。

食事をテーマにして、**利用者が楽しみながら生活の中での広がりを持てるプログラム**を今後も継続、創設していきます。

【今後の自主事業方針】

①利用者の主体性の尊重

平成 30 年度から実施している「手芸プログラム」や「余暇支援プログラム」では、利用者と一緒にプログラムを作ることを大切にしています。現在は利用者の視点や考えを尊重しながらも生活支援センターが主体で実施していますが、将来的には**利用者が主体となって実施していく「サークル活動」へと発展**させていきたいと考えます。

②地域とのつながりを作る

市民菜園で野菜を育てる「みどり菜園」、四季の森公園での「ほたる鑑賞会」などの緑区の地域性を活かしたプログラムは、家族会やボランティアを始め地域の方々にも参加しやすい実施を心掛けます。また、スポーツのプログラムは、地域で開催されている大会や行事への積極的に参加し、地域とのつながりを作っていきます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

（7）家族支援

家族支援に関する具体的な事業内容について記載してください。

【緑区家族会（みどり会）のバックアップ】

みどり会定例会は、隔月で緑区生活支援センターが場の提供をして開催をしています。ここ数年でみどり会に参加する家族の人数が増え、2019 年度は毎回 20 名近くの参加者数となりました。オブザーバーとして区高齢・障害支援担当と生活支援センター職員が参加をしています。

ここ数年のみどり会の特徴は、継続して参加する家族の方が多いことと、初参加される家族の方も多くいることです。みどり会の中で職員はオブザーバーとしての参加であり、福祉制度や社会資源などの専門的な助言をする役割となります。基本は**家族の方々が安心して話をし、家族という同じ立ち位置での共感や助言によって、居心地の良い時間や精神的な支えを実感して頂くことを大切にしています**。

みどり会に参加をしている家族の子ども（本人）が、家族の希望により生活支援センター職員との定期的な面談につながることもあり、今後もより一層みどり会に参加をされている家族との関係を大切にして、**支援が必要な状態である子ども（本人）が相談につながるようにしたいと考えます**。相談につながることが家族の安心となり、家族の安心は子ども（本人）の安定にもつながると考えます。

【家族教室】

毎年基本的には計 2 回シリーズで、高齢・障害支援課との共催で実施をしています。「統合失調症の患者家族のためのこころの病家族教室」と銘打ち、病気の基本的知識や家族の対応方法などを学ぶことで、家族の精神的な負担が少しでも緩和されることを目的としています。精神科医師による統合失調症の知識と、家族がどのように子どもである本人と接したらよいかに焦点を当てた講義内容となっています。家族会（みどり会）に事前に講義内容で聞きたいことを確認し、その内容を講義する精神科医師との打合せで伝え、講義に盛り込んでもらうようにしました。

家族教室は家族支援の視点でとても重要なものと考えており、今後も高齢・障害支援課と共催で実施をしていきたいと考えます。生活支援センターの職員が家族会定例会に毎回参加していることを活かし、**家族が知りたいことや、どのようなことで家族が悩んでいるのかを把握し、家族教室の内容に反映をさせていきたい**と考えます。

【家族学習会】

2018 年 1 月～2 月にかけて、全 5 回でみどり会として初めての主催となる「家族による家族学習会」が実施されました。横浜市精神障害者家族連合会、青葉区家族会「あおば会」、緑区高齢・障害支援課に協力をして頂き、緑区・青葉区・港北区在住の計 8 名の参加者による家族学習会となりました。緑区生活支援センターは家族学習会の開催にあたり、企画・準備の段階から当日の開催まで全面的なバックアップ体制を取り、協力をさせて頂くことができました。

この会を通して、**当事者である子どもをもつ親は日々葛藤し、悩みながら子どもと接しており、家族への支援が何より大切であることを再確認**しました。家族学習会は家族のための会ですが、支援者としても家族支援の視点を考える上で大変参考になるものであり、日常の家族支援につながるものだと考えます。再度みどり会主催で家族学習会が開催される際には、緑区福祉保健センターと協力し、より家族の支えとなる家族学習会となるように前回同様、出来る限りのバックアップをしていきたいと考えます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(8) 普及啓発活動

精神障害者への理解を広く地域へ深めるための、具体的な広報活動内容について記載してください。

地域の方々や関係機関に対し、こころの病に関する正しい理解、様々な社会資源や制度などの情報提供を目的とした普及啓発活動は、**地域におけるより良い支援体制や地域づくりに結び付く**と考えます。

【市民向け】
①合築の基幹相談支援センターと共催の「コスモスフェスタ」の開催
②緑区内の児童民生委員を対象とした生活支援センター見学会
③緑区高齢・障害支援課主催の「障害者週間のイベント」への参画
④地域ケアプラザと共催の「こころの病を知る講座」開催
⑤地域ケアプラザ主催の「介護者のつどい」のオブザーバー参加と講義の実施

【福祉従事者向け】
①福祉保健研修交流センターウィリング横浜が主催する市内福祉従事者向けの研修
②他法人や他障害、高齢分野職員向けの研修
③緑区役所職員および管理職向けの人権研修

【医療機関向け】
①個別の退院支援にはまだ至らない入院患者に向けた、地域生活の紹介
②医師や看護師など医療職員に向けた、社会資源の紹介
③「地域づくり」の推進に、医療機関を巻き込んでいくための呼びかけや啓発活動

【当事者向け】
①入院患者向けの社会資源紹介
②当事者による体験発表
③生活支援センター便りやホームページ等による情報提供

生活支援センターは、様々な事業や支援を通じて、本人や家族と関係を築いていくことを大事に考えています。普及啓発活動においても、本人や家族から体験談等の発表をしていただいております。**本人や家族の発表は受講者へ訴えるものが強く、また発表をしていただく方々にとっても自信や新たな体験につながることから、今後も協力をお願いしていきたいと考えます**。

上記のような普及啓発活動を通して、地域に発信を続けることにより、**地域の方々が障害者と共に送る生活を「自分ごととして意識」してもらうこと**を目指します。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

(9) 精神障害者退院サポート事業

精神障害者退院サポート事業の実施方針について、病院との協働活動をはじめとした普及啓発活動、退院に向けての個別支援や退院後の地域定着に向けた個別支援のあり方を含め、具体的に記載してください。

精神科病院からの退院に向け、本人の希望や課題に沿い、病院や関係機関と連携した相談や訪問、同行などの「個別支援」を実施します。定期的に病院に訪問し、心のサポートや課題の整理、買物や交通機関の練習といった外出同行なども実施し、希望する生活に向けた支援を行っていきます。そして退院後も生活が安定するまで、地域支援者と一緒にフォローし、支援を途切れさせない様に支援していきます。

また、医療機関や当事者と協働し、当事者体験談の発表や社会資源紹介などのプログラムを企画し、地域生活を目指していく「動機づけ」を目的とした「協働活動」も実施していきます。これまでに、近隣区生活支援センターの当事者と一緒にプログラム実施や、医師や看護師に向けた研修の実施など、それぞれの病院の希望や状況に応じた協働活動を行ってきました。

そうした**協働活動は、「医療機関との連携強化」「医療機関職員への啓発」「個別支援に繋げるためのケースの掘り起こし」等の機会にもなり、今後も継続して、市内の様々な医療機関と連携を図っていきたいと考えます。**

今後の具体的な活動として、以下の①②③の視点を重視し、支援を展開していきます

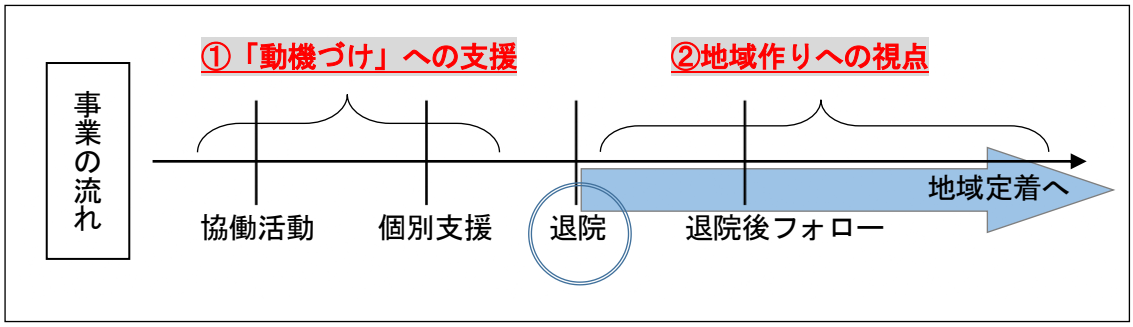

①「動機づけ」への支援

令和元年度、退院サポート事業にて個別支援をしたケースは「14 名」でした。そのうち新規ケース「8 名」、上記で述べた支援を実施して退院へと至ったケースは「2 名」でした。

今後、退院支援をしていく「12 名」のうち、入院や支援が長期化しているケースを以下の表にまとめました。

No.	直近入院期間 （延べ入院期間）	退サポ 支援期間	入院長期化の主な理由 （共通して「病状の不安定さ／重さ」あり）
1	17 年(17 年)	10 年	・医療に頼らない思想の強さ
2	7 年(8.7 年)	4.5 年	・約束事が守れない、聞き入れられない
3	12 年(19 年)	4.3 年	・幼女への性的逸脱行為
4	5.7 年(5.7 年)	2.6 年	・お金の貸し借り等のルール違反
5	1.9 年(3.8 年)	1 年	・院内外での窃盗行為

病状が安定しない、退院への不安や社会性の低下といった課題とは別に、法に触れること／不適切な行為などにより、地域生活が困難だと見立てられ、入院生活や支援が長期化している状況があります。病状が安定していても、そこで不適切な行為に及んでしまえば、面会や外出が出来なくなり、入院が延びてしまうこともあります。その背景には、病状が絡んでいるケースや、知的能力の低いケースなど様々あり、それぞれの課題が潜んでいます。

今後、このような退院が進みにくいケースであっても、入院中に出来ることや評価できることを見つけ、退院を目指していく「動機づけ」に力を入れていきます。そして医療と連携した上で、課題や取り組みを整理し、それぞれの個別支援計画をもとに退院に向けて必要となる支援を続けます。さらに、医療機関との連携や協働活動の実施、依頼されたケースは断ることなく（状況により受けきれない場合は、他区センターへ引き継ぐ）、1 人でも多くの退院の可能性に寄り添った個別支援を実施していきます。

このような「**具体的な退院支援に至る前段階からの退院支援」にも力を入れ、諦めることのない退院支援を実施します**。

②「地域作り」への支援

緑区には入院可能な精神科病院がなく、地域移行に関する周知が決して高いとは言えない状況があります。しかし、現在も市内外の精神科病院に長期入院している人や短期間でも入院を必要とする人、そしてこれから緑区に戻ってくる人など沢山います。その中には、①で述べた課題などを持つ人もおり、「如何に退院支援を進めるか」といった視点以上に、「如何に退院支援を緑区が受け入れていくか」といった、地域性を考慮した「地域作り」を進めていく必要があると考えます。

その退院後に安心して生活していくための「地域作り」を、自立支援協議会「精神部会」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」と連動させていくことを考えています。具体的には、地域移行の啓発、医療と福祉の連携強化、困難ケースを受け入れるための体制整備など、地域に発信し、一緒に考え、支えていく地域を目指していきます。

それは、**退院を目指す本人の安心となり、同時に、地域で生活している人の安心にも繋がると考えています。地域移行から地域定着までの流れを意識し、その定着していくための地域づくりを地域みんなで考え、新たな長期入院患者を生まない地域を目指していきます。**

③早期退院への取り組み

緑区近隣には、急性期病棟を持つ精神科病院が多く、2～3 か月で病状が安定し、退院していくケースが多くあります。これまでにも、急性期入院からの退院支援を行ってきましたが、退院までの期間が短期間であっても、支援内容は長期入院者と同じであり、「関係作り」「アセスメント」「外出支援」、そして「アパート設定等の地域生活の設定」などが求められてきました。もし、その支援の中で退院の目処が立たない場合、急性期入院の継続が困難となり、「療養型の病院へ転院」といった可能性があるとのことでした。

これまでの「個別支援」「医療機関との連携が取れる関係性」といった積み重ねを活用し、「早期での退院」を目指していきます。そしてその取り組みは「入院を長期にさせない退院支援」でもあると考えます。今後もより意識した中で、事業を実施していきます。

具体的には、迅速に病院訪問をし、利用者に会う機会を多く持ちたいと考えます。面談や外出支援がタイムリーに行える体制を整備し、機を逃さない支援を行っていきます。

また、医療機関と生活支援センターとが、スムーズに情報発信できる仕組みや、情報共有できる場を設けるなど、病院と検討の機会を重ねていき、様々な状況に対応できる退院支援を目指していきます。

団体名	公益財団法人紫雲会

様式１－７

６　具体的事業内容

（10）障害者自立生活アシスタント事業

障害者自立生活アシスタント事業の実施方針について、具体的に記載してください。

精神障害を持つ本人の地域生活を支え、自立した生活を営めるように、本人が力をつけられる支援を実施します。また、自立生活援助の対象とはならない課題を多く持つ困難なケースの支援に積極的に取り組みます。

【支援内容】

①訪問・同行支援

・区福祉保健センターや生活支援課などの行政機関、医療機関などの関係機関から支援の依頼を受け、本人の自宅に訪問し、生活の困りごとや希望などを直接確認することを重視しています。最初に本人の正確なアセスメントをすることが、より本人の力をつけていくための個別支援計画の作成につながります。**定期的な訪問をし、本人との関係性を作ることを重視することで、より良い支援関係を作ることができ、本人が課題を解決する力をつけることになります。**

・いわゆる「8050 問題」といわれる、**高齢な親と同居をしている当事者の方々への支援としても自立生活アシスタント事業は重要だと考えます。**本人や親から現在の不安などを受け止め、本人が力をつけていくように支援をしていきます。また、親亡き後の生活での困りごとを確認し、将来利用する可能性のある制度やサービスなどについて説明をし、必要に応じて区役所などへ同行をして相談をし、将来への備えとなる支援をしていきます。

②緊急対応

・病状が不安定な方への支援として、**日頃から医療機関などと連携をし、入院が必要となった時に素早く入院ができるような対応をしています。**状態が悪いときは本人が一人で医療機関に行くことが難しいため、医療機関への同行をしています。**状態が悪く入院となった場合、退院後に本人が地域での生活をしやすい環境調整（訪問看護、ヘルパーによる家事援助の導入など）をし、再入院にならないような支援をしていきます。**

・本人との関わりの中で、大きく不安定になっている場合は、まずはなるべく早く訪問することを大切にしています。その上で支援機関と情報共有をし、本人を支える体制作りを強く意識しています。このような**緊急対応時の対応は自立生活アシスタント事業の強みであると考え、普段から支援機関との連携を大切にし、緊急時に本人を支える体制作りをしていきます。**

・24 時間の支援体制として、自立生活アシスタント専用の携帯電話を主任アシスタントが携帯をし、24 時間の連絡体制を確保しています。夜間などの生活支援センター閉館時は、法人本部である「紫雲会横浜病院夜間当直電話」にて対応しています。

【対象者の把握】

・区福祉保健センター、生活訓練施設、精神科病院、グループホームなどと連携をし、自立生活アシスタント事業の対象者の把握をしています。

・定期的に開催をしている緑区自立生活アシスタント連絡会（緑区高齢・障害支援課、みどり園『自立生活アシスタント事業実施事業所』、みどりのこかげ『緑区障がい者後見的支援室』、緑区生活支援センター）や緑区定例カンファレンス（緑区基幹相談支援センター、緑区福祉保健センター、緑区生活支援センター）にて、情報共有やケース相談を行い、新たな対象者の把握となる仕組みとなっています。

・**今後は高齢分野が主な対象である地域ケアプラザなどと連携し、高齢の親と同居をしている本人の把握をすることで、自立生活アシスタント事業の対象者を支援につなげます。**

【目標を達成するための支援】

自立生活アシスタント事業は生活支援センターで行う基本相談と違い、**本人が自立した生活ができるように力をつけるための支援**であり、目標設定をするために個別支援計画を作り、その目標を達成できるための支援が基本となります。一部ですが緑区生活支援センターの自立生活アシスタント事業利用者の困り事（課題）、支援内容、目標を以下の表にまとめました。

NO.	困り事（課題）	支援内容	目標
1	お金を使い過ぎてしまう	家計簿のつけ方を確認し、定期的にチェックをする	自分で金銭管理ができるようになる
2	支払うものが複数あるが、何をいつまでに払えばいいか分からない	複数の請求書などを一緒に整理をする。その際に優先順位は本人の気持ちを考慮して決める。	請求書などの整理ができ、支払いが遅れずにでき、自分で管理ができるようになる
3	通院が一人だと不安	通院同行をして、主治医の話を一緒に聞く。本人が伝えたいことを伝えられるようにサポートする	一人で安心して通院ができるようになる
4	部屋が片付けられない	・関係性作りも含めて一緒に片付けをする ・ヘルパーによる家事援助支援につなげる	・片付けをする習慣をつける ・ヘルパー支援を受けながら整理された部屋を維持する
5	安心できる居場所が見つけられない	不安な気持ちを支えながら本人が安心して通える通所先を一緒に探す	通所先に安心して通所できるようになる

金銭管理、医療、住まい、居場所など人によって困り事は多岐に渡ります。上記の表の内容を、困り事を解決することや、自分で出来るようにするための支援計画としてまとめたものが個別支援計画になります。今後の自立生活アシスタントの支援においても、**「自分自身の力を高める支援」**をより重視していきたいと考えます。

【今後の自立生活アシスタント事業方針】

平成 30 年 4 月に施行をされた自立生活援助事業は、横浜市の自立生活アシスタント事業をモデルとした事業です。大きな枠組みとしては似ている事業ですが、法定事業である自立生活援助は、「利用期間が標準 1 年間」、「手帳の所持、診断書など障害者であることの確認が必要」、「月 2 回以上の訪問」などの規定があります。一方、自立生活アシスタントは「利用期間の制限がない」、「手帳の所持は問わない」、「訪問回数の規程がない」など、自立生活援助に比べると違いがあります。自立生活援助と自立生活アシスタント、どちらの対象になるかを検討し、より本人に適した事業で支援をしていきます。

しかし、関係性を作ることや、課題が多いためにある程度の支援期間が必要であることや、**自身で障害を受容していない方々もいる精神障害の特性から、自立生活援助の対象とはならない方々もいます。法定事業である自立生活援助の対象とならない、関係性を作るのに時間が必要な方や、地域生活をする上で多くの課題があるため支援期間が長くなる方々に自立生活アシスタント事業としての支援が必要であり、積極的に自立生活アシスタント事業による支援をしていきたいと考えます。**

団体名	公益財団法人紫雲会

様式２

指定管理料提案書（収支予算書）（令和３～７年度）

（単位：千円）

【収　入】

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
指定管理料	70,854	71,001	71,569	72,050	72,528
入浴サービス等実費徴収額	40	40	40	40	40
合　計	70,894	71,041	71,609	72,090	72,568

【支　出】

科目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人件費	62,009	62,156	62,724	63,205	63,683
常勤職員　（６名）	33,798	34,106	34,421	34,733	35,049
非常勤職員（４名）	15,023	15,165	15,305	15,449	15,590
アルバイト	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391
調理アルバイト	953	953	953	953	953
嘱託医賃金	1,419	1,419	1,419	1,419	1,419
法定福利費	7,982	8,002	8,113	8,134	8,154
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
福利厚生費	853	853	853	853	853
労務厚生費	100	100	100	100	100
施設管理費	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055
光熱水費	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
庁舎管理	1,955	1,955	1,955	1,955	1,955
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790
旅　費	950	950	950	950	950
消耗品費	500	500	500	500	500
印刷製本費	290	290	290	290	290
修繕費	450	450	450	450	450
通信運搬費	860	860	860	860	860
賃借料	740	740	740	740	740
備品等購入費	200	200	200	200	200
保険料	100	100	100	100	100
雑費	700	700	700	700	700
本部繰入金	0	0	0	0	0
合　計	70,854	71,001	71,569	72,050	72,528

団 体 名	公益財団法人紫雲会

【留意事項】

１　指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。

２　指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。

３　本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式２

指定管理料提案書（収支予算書）（令和８～12 年度）

（単位：千円）

【収　入】

科目	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
指定管理料	73,150	73,448	73,925	74,558	75,101
入浴サービス等実費徴収額	40	40	40	40	40
合　計	73,190	73,488	73,965	74,598	75,141

【支　出】

科目	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
人件費	64,305	64,603	65,080	65,713	66,256
常勤職員　（６名）	35,361	35,674	35,988	36,303	36,614
非常勤職員（４名）	15,732	15,874	16,016	16,152	16,292
アルバイト	1,391	1,391	1,391	1,391	1,391
調理アルバイト	953	953	953	953	953
嘱託医賃金	1,419	1,419	1,419	1,419	1,419
法定福利費	8,318	8,339	8,360	8,542	8,634
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
福利厚生費	853	853	853	853	853
労務厚生費	100	100	100	100	100
施設管理費	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055
光熱水費	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
庁舎管理	1,955	1,955	1,955	1,955	1,955
修繕積立金	200	200	200	200	200
運営費	4,790	4,790	4,790	4,790	4,790
旅　費	950	950	950	950	950
消耗品費	500	500	500	500	500
印刷製本費	290	290	290	290	290
修繕費	450	450	450	450	450
通信運搬費	860	860	860	860	860
賃借料	740	740	740	740	740
備品等購入費	200	200	200	200	200
保険料	100	100	100	100	100
雑費	700	700	700	700	700
本部繰入金	0	0	0	0	0
合　計	73,150	73,448	73,925	74,558	75,101

団 体 名	公益財団法人紫雲会

【留意事項】

１　指定管理料は提案額を基に、横浜市の予算の範囲内で協定にて定めます。

２　指定管理料提案書の積算を行うにあたって使用した計算式や積算根拠など、別に提出できる資料がある場合は、併せて提出してください。

３　本部繰入金については、センターの運営に必要な団体本部職員への給与等とします。

様式３－１

団体の概要

（令和２年４月現在）

（ふりがな） 商号又は名称	（こうえきざいだんほうじん　しうんかい） 公益財団法人　　紫雲会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
（ふりがな） 名称	（　　）			
所在地	〒２２１－０８０１ 横浜市神奈川区神大寺三丁目１番１２号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください （市税納付状況調査（様式６同意書による）に使用します）。			
設立年月日	昭和３２年７月			
沿革	別　添			
事業内容等	別　添			
財政状況 ※直近３か年の事業年度分	年　　度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総　収　入	2,029,844,776	2,069,917,901	2,107,469,547
	総　支　出	1,960,034,240	2,037,141,229	2,270,905,915
	当期収支差額	69,810,536	32,776,672	△163,436,368
	次期繰越収支差額	2,147,609,598	2,180,386,270	2,016,949,902
連絡担当者	（ふりがな） 氏名	（すとう　たけひこ） 須藤　武彦		
	部署・職名	本部　理事長		
	電話番号	045-491-2661	FAX	045-491-2661
	E-mail	[redacted]		
特記事項				

沿　　革	明治４４年１０月　横浜神脳院を設立（神奈川区青木町）精神病患者の収容を開始する。 明治４４年１０月　横浜脳病院を設立（神奈川区青木町広大）定員 40 名 昭和　６年１０月　分院神奈川病院を設立（神奈川区神大寺） 昭和９年～１４年　神奈川病院を増築し、横浜脳病院を移転。定員 313 名 昭和２３年　７月　個人経営を紫雲会の経営に移管する 昭和２８年１０月　知的障害児施設「紫雲会　光風園」を設立 昭和３２年　７月　財団法人紫雲会設立を許可され、財団法人紫雲会横浜病院と改称する 昭和５５年　７月　本館新築工事完成。定員 398 名 平成　７年　３月　精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」を設立　定員 20 名 平成　７年　４月　「紫雲会　光風園」を社会福祉法人「光風会」へ移管する 平成１８年　１月　横浜市指定管理者制度により「横浜市緑区生活支援センター」運営受託 平成２１年　５月　新棟改築工事完成　定員 252 名 平成２３年　８月　障害者グループホームふじハイツを設立　定員 7 名 平成２５年　３月　横浜市指定管理者制度により「横浜市中区生活支援センター」運営受託 平成２５年１０月　神奈川県より公益財団法人認定 平成２５年１１月　公益財団法人紫雲会設立 平成２６年　９月　精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」を建替え　定員 27 名 平成２９年　３月　企業主導型保育事業「ぴよぴよ保育園」運営開始 令和　２年　４月　歯科、歯科口腔外科開始
事業内容等	公益財団法人紫雲会　事業内容 当法人は、精神障害者の医療を中心に医療福祉施設として生活困難者の医療に励み、精神障害者の社会復帰の支援等、各種社会復帰施設等の運営を行い、開設以来１００年以上の歴史を歩んでまいりました。 １）紫雲会横浜病院（精神科・内科・歯科・歯科口腔外科） ・精神疾患の医療を中心に、精神科外来診療、精神科デイケア、訪問看護などに力を注ぎ、診療業務を行っております。 ・また入院治療病棟は平成１９年から１９２床の改築に着手し、平成２１年５月に完成。病棟構成は旧病棟を含め全２５２床となり、（精神一般１０８床・精神療養１４４床）精神一般病棟では急性期病棟機能（隔離４室・個室４室）を有し、精神科救急医療輪番制に対応しております。 ・入院生活が社会復帰の妨げにならないよう、作業療法などのプログラムを通じ、活動性の向上、社会性を身につけ、残存能力を維持し、社会復帰の準備を目指します。 ・また入院している患者様やご家族様が退院後の生活が不安にならないよう、当院では地域関係機関の協力のもと退院支援イベントや、病気の再発予防プログラムも実施しております。 ・患者様への負担軽減をはかり障害者への総合的医療の提供を目指し令和２年４月より歯科、歯科口腔外科を標ぼう。 ２）精神障害者生活訓練施設「ゆかり荘」 ・精神障害者自立訓練施設「ゆかり荘」（定員３０名）では、病院を退院し回復途上にある精神障害者に対し、自立した地域生活へ移行できるよう、援助に力を入れております。 ３）横浜市緑区生活支援センター

	・生活支援センターは、地域で生活する精神障害者が安心して地域生活を送れるよう、各種福祉関連施設と協力しながら総合的な生活支援を行い、精神障害者が自立し積極的に社会参加ができるよう連携を行ってまいりました。 4）横浜市中区生活支援センター ・上記、緑区生活支援センター同様の事業により精神障害者に対し、自立した地域生活へ移行できるよう、援助に力を入れております。 5）企業主導型保育施設「ぴよぴよ保育園」 ・定員１９名を上限として職員の働きやすい環境づくりを行うとともに地域の待機児童ゼロにむけて貢献、寄与しております。